

平成25年太宰府市議会第4回(12月)定例会
総務文教常任委員会会議録

平成25年12月5日(木)

福岡県太宰府市議会

1 議 事 日 程

〔平成25年太宰府市議会第4回定例会 総務文教常任委員会〕

平成25年12月5日

午前10時00分

於 全員協議会室

- | | | |
|--------|---------|------------------------------------|
| 追加日程第1 | 陳情第3号 | 体育複合施設建設事業の凍結・中止を求める陳情 |
| 日程第1 | 議案第79号 | 太宰府市いきいき情報センターの指定管理者の指定について |
| 日程第2 | 議案第80号 | 太宰府歴史スポーツ公園の指定管理者の指定について |
| 日程第3 | 議案第81号 | 太宰府市立大佐野スポーツ公園の指定管理者の指定について |
| 日程第4 | 議案第82号 | 太宰府市体育センターの指定管理者の指定について |
| 日程第5 | 議案第83号 | 太宰府市民図書館の指定管理者の指定について |
| 日程第6 | 議案第84号 | 太宰府市立共同利用施設の指定管理者の指定について |
| 日程第7 | 議案第85号 | 大宰府展示館の指定管理者の指定について |
| 日程第8 | 議案第86号 | 太宰府市文化ふれあい館の指定管理者の指定について |
| 日程第9 | 議案第89号 | 太宰府市公文書館条例の制定について |
| 日程第10 | 議案第90号 | 太宰府市情報公開条例の一部を改正する条例について |
| 日程第11 | 議案第91号 | 太宰府市行政財産使用料条例の一部を改正する条例について |
| 日程第12 | 議案第92号 | 太宰府市いきいき情報センター条例の一部を改正する条例について |
| 日程第13 | 議案第93号 | 太宰府市公園条例の一部を改正する条例について |
| 日程第14 | 議案第94号 | 太宰府市立小学校及び中学校施設使用料条例の一部を改正する条例について |
| 日程第15 | 議案第95号 | 太宰府市立運動公園条例の一部を改正する条例について |
| 日程第16 | 議案第96号 | 太宰府市体育センター条例の一部を改正する条例について |
| 日程第17 | 議案第97号 | 太宰府市立太宰府史跡水辺公園条例の一部を改正する条例について |
| 日程第18 | 議案第98号 | 太宰府市中央公民館使用料条例の一部を改正する条例について |
| 日程第19 | 議案第99号 | 太宰府市文化ふれあい館条例の一部を改正する条例について |
| 日程第20 | 議案第100号 | 太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第21 | 議案第112号 | 平成25年度太宰府市一般会計補正予算（第4号）について |
| 日程第22 | 議案第117号 | 太宰府市事務分掌条例の全部を改正する条例について |
| 日程第23 | 議案第118号 | 太宰府市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定について |
| 日程第24 | 意見書第9号 | 消費税の軽減税率制度の導入を求める意見書 |
| 日程第25 | 意見書第10号 | 企業減税等から確実な賃金引上げを求める意見書 |
| 日程第26 | 意見書第11号 | 特定秘密保護法の制定に反対する意見書 |

2 出席委員は次のとおりである（6名）

委員長	門田直樹	議員	副委員長	渡邊美穂	議員
委員	福廣和美	議員	委員	不老光幸	議員
〃	藤井雅之	議員	〃	長谷川公成	議員

3 欠席委員は次のとおりである

なし

4 太宰府市議会委員会条例第18条により説明のため出席した者の職氏名（21名）

総務部長	三笠哲生	市民生活部長	古川芳文
教育部長	今泉憲治	教育部理事	堀田徹
会計管理者	松本芳生	議会事務局長	坂口進
総務課長	友田浩	経営企画課長	濱本泰裕
情報・公文書 推進課長	百田繁俊	協働のまち推進課長	藤田彰
管財課長	久保山元信	税務課長	吉開恭一
納税課長	伊藤剛	教務課長	井上均
生涯学習課長	木原裕和	中央公民館長 兼市民図書館長	田村幸光
文化財課長	菊武良一	学校教育課長	森木清二
監査委員事務局長	関啓子	会計課長	緒方扶美
議事課長	櫻井三郎		

5 職務のため委員会に出席した事務局職員の職氏名（1名）

書記 白石康子

開 会 午前10時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

○委員長（門田直樹委員） 皆さん、おはようございます。

定足数に達しておりますので、これより総務文教常任委員会を開会いたします。

日程につきましては、お手元に配付しているとおりです。

それでは、ただちに議案の審査に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

追加日程第1 陳情第3号「体育複合施設建設事業の凍結・中止を求める陳情」

○委員長（門田直樹委員） お諮りします。

当委員会に送付された陳情第3号「体育複合施設建設事業の凍結・中止を求める陳情」を追加日程として議題とし、最初に繰り上げ、委員間で意見交換、協議を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（異議なし）

○委員長（門田直樹委員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり陳情第3号を議題といたします。申し訳ございません、執行部におかれましては、これをもちまして退席をお願いいたします。

（三笠哲生総務部長「委員長」と呼ぶ）

○委員長（門田直樹委員） 総務部長。

○総務部長（三笠哲生） 議案の日程につきましては、事前に送付されておきまして、その日程を変えることについて執行部のほうに報告なり通知を受けていないようではございますけれども、その辺の手続きは事務局のほうから執行部のほうに手続きをされておりますかね。

○委員長（門田直樹委員） 今までも、とくに請願等の場合ですね、傍聴者がおられるときは、それを聞きに来られてあるということを勘案して最初に持ってくるという事はたびたび行っております。今回に関しましては委員一同で協議して、このようなことでお願いしようということで、また詳細につきましては事務局方から連絡はいくかとは思いますが。

総務部長。

○総務部長（三笠哲生） 後ほどあるということですね。

○委員長（門田直樹委員） そうですね。いいですかね。この経緯につきましては。

総務部長。

○総務部長（三笠哲生） 私もこのようなケースは初めてですので、どのような手続きになるのかということを確認させていただきました。後ほど手続きはあるということですね。

○委員長（門田直樹委員） はい、そう考えております。

（三笠哲生総務部長「執行部は退席ということですか。」と呼ぶ）

○委員長（門田直樹委員） はい。

（執行部退席）

○委員長（門田直樹委員） それでは、追加日程第1、陳情第3号「体育複合施設建設事業の凍結・

中止を求める陳情」につきまして、これにつきましてもう一度確認しますが、当委員会に付託案件として議題に上っているものではございません。ただ、通例でいきますと、陳情は送付を受け議員に写しを机上配付というだけのことですが、今回は多くの署名等も一緒に提出されておりますので、議会として一定の議論といいますが、意見交換等を行うべきではないかということで、今回議会運営委員会委員長、議会改革特別委員会委員長ご両名おられますけれども、本年意見交換というものをまだ確定したようなかたちではありませんけれども、議案審査の中に取り入れております。その意見交換というかたちで、この案件に関して、それぞれのご意見等を賜りたいと考えておりますので、陳情第3号に関してご意見のある方はお願いいたします。

長谷川委員。

○委員（長谷川公成委員） 私は体育複合施設の建設に関しては、当初より反対しております。執行部の話を聞きますと、飽和状態だから新しい体育館が必要だというふうにおっしゃっていますが、今回国士舘大学跡地を購入し、そこには体育館も備え付けてありますので、そういった状況をまずどういった、本当に飽和状態なのか、それと国士舘大学跡地の体育館を使った状況をみて、それでもまだ足りないというのであれば、議論する余地があると思いますが、私はまだきちんと開放されていないところもありますし、今後の動向をやはり見ていかなければならないと思いますので、体育複合施設建設に関しては、反対の意思を表明いたします。

以上です。

○委員長（門田直樹委員） ほかにありませんか。

福廣委員。

○委員（福廣和美委員） たぶん傍聴の方は反対の立場で来られていると思うのですが、私はどちらかと言えば賛成の方の立場でありますので、正直なところを申し上げますけれども、この署名を集められたご努力には敬意を表したいというふうに思うのですが、理由の中のほとんどが今まで議会の中で議論を尽くしてきた内容であると、私はそう理解しております。では何をしたのかと言われるかもわかりませんが、その内容についてうんぬんというのは言いませんけれども、一番感じましたのは今回の署名の冒頭に総合体育館を作れば第2の夕張になると、これは大きなインパクトがあるのではないかというふうに思います。ですから、我々は決してそんなことは全くないと思っておりますので、今回の署名の内容につきましては、今度市の方に出されずに議会の方にだけこの陳情を出された、本来は市長に宛ててこれは出すべきものだろうと思うのですが、我々はすでにもうこの内容については議論をやっていますし、よくわかっていると理解をいたしております。

以上です。

○委員長（門田直樹委員） ほかにありませんか。

藤井委員。

○委員（藤井雅之委員） 炎天下の中、署名にこれだけの数を集められたところを私も拝見いたしましたので、これだけの数集められたことに対しては私も敬意を表したいと思いますが、私が率直

に感じましたのは、この陳情の中の文章を読んだ中でですね、例えば急速に進む少子高齢化対策としての子育て支援とか、老朽化しつつある水道等のインフラの整備とかそういった部分で文意の中に入っていますけれども、これも議会の中でそういった質問も、私がしてきた内容もありますし、今同時並行で五条保育所を新しい場所に建て替えとかそういった部分も並行して進んでいるという事実もありますが、逆にこれをきちんと議員として皆さんに伝えてこなかったという部分が私も正直あるのかなというふうに感じましたので、書面に書かれています内容の部分の中で、すでに先ほど福廣委員からもいわれた部分のものもありましたが、議会の中でも議論して、同時並行で進んでいる事実もありますので、それを今後どういうふうに伝えていくかというのは課題として受け止めるべきではないかなということは感じております。

○委員長（門田直樹委員） 福廣委員。

○委員（福廣和美委員） さきほど内容がうんぬんといいましたが、この理由の中でですね、4つの体育館はいらないと、これは私も賛成であります。4つの体育館ができることになると書いてありますが、これは解釈の違いがありまして、私は4つの体育館はいらないと、将来的には残す必要はないと思っておりますので、個人的な意見を申しあげさせていただければ、国土館か現在ある体育館かのどちらかを潰すと、そして経費も削減していくという方向が必要であり、その体育館と今回の総合体育館は要するに質が違うし、内容が違う、全く別物であるという捉え方を、その中に体育館も含まれるという理解をいたしておりますので、体育複合施設については必要であろうというもとに議論をすすめているということでもあります。

以上です。

○委員長（門田直樹委員） 渡邊副委員長。

○副委員長（渡邊美穂委員） 私も総合体育館が必要ではないという立場ではありませんが、優先順位としては果たしてどうなのかということで常に議論をしてきたつもりであります。今藤井委員がおっしゃったように並行して進んでいるところもありますが、五条保育所については一番老朽化が進んでいたところであり、耐震化がなかったということで、これは生命にかかわることですから、当然期を要する話ということで私も賛成をしているのですが、総合体育館については、あったらいいけど今じゃなきゃいけないのかという問題でありました、私自身が例えば急を要する問題で考えているのは、例えば老人福祉センターの建て替え、これも耐震化がありませんし、非常に古い状況になっております。これもやはり生命にかかわる問題ですから、老人福祉センターの建て替えは必要でしょうし、あとは地域包括支援センターというのは本来人口2万人に対して1カ所という厚生労働省の指導がありますが、太宰府市には1カ所しかありません。本来太宰府市には最低3カ所これが必要だという現状がありますが、それもできていないという状況であるということで、老人福祉について市長は新聞の報道を見る限りはかなり進んでいるというような内容で回答されておりましたが、私の考えではまだまだ不十分ではないかというふうに思っております。また、一部の市内地域におきましては、雨が降るとすぐに玄関先まで浸水してくるような状況の場所がございまして、これはやはり市民の財産にかかわることですから総合体育館より

もこちらの方が優先順位としてはやはり高いのではないかとということで、予算の付け方ですね、別に総合体育館が要らないということではなくて、まだ後でもいいのではないかと私は立場なんですけれども、これを建ててしまえば当然維持費はかかるわけですから、そういった維持費の削減で他の体育館を潰すというご意見もありましたが、では新しく建てた総合体育館は当然使用料も高いわけですから、日常の練習で今安い体育館で練習されている方々が総合体育館に高い使用料を出して練習に通われるかということも甚だ疑問ですし、やはり執行部に再三要求してきたのは優先順位をもう少し見直していただきたいという部分で、今回その総合体育館の建設については反対ということで立場をずっとやっておりますし、議会でもそれをできれば皆さんに共有していただきたいというふうに思っておりますが、なかなかそこは難しいところかなというのは思っております。

○委員長（門田直樹委員） 福廣委員。

○委員（福廣和美委員） 歴史的なことが一つ入るのですが、いわゆる総合体育館を建ててほしいといったのは、当時から見れば議員も残り少ないですが、全会一致で議会が市に要請をした、そして市が県に対してあの土地を総合体育館を建てるとということで購入したという経緯がありますね。私はその当時は総合体育館は要らないという考えを持っていました。それからやはり市民からの要望があって、ぜひ早く欲しいと、優先順位の問題はあるけれども、ずっとそこから優先順位で後回しになってきているのがこのいわゆる総合体育館だったのではないかなと、理解をするわけですね。あとは先ほど話がありましたが、同時並行でやっていくべきだと、老人福祉センターの建て替え、これは私も当然必要だと思います。あの一角を、体育センターをはずして駐車場も十分取れるようにして、社会福祉の総合施設にやるべきだという考えを持っておりますので、今までも主張はしてきておりますが、なかなかそれが表に出てこないというそういうもどかしさは当然あるんですよ。だから、我々が総合体育館、体育複合施設を賛成しようというふうに変えてきたのは、東北の震災があって、あの体育館の様子を見て、また避難されている人たちの生活を見ながら、そういう場所が全くないのは太宰府市民だけではなくて他市町村もあるでしょうけれども、そういう避難場所というのは当然必要だろうと、それに適した、あくまでも水回りのこと、一番生活に密着した、すぐ必要なことができる場所が必要であろうということを引きかけに、我々は今しかない、この東北大震災があって、まだ年数が経たないうちにそういうものが必要であろうという認識のもとに、だいぶん舵を賛成の方に取ったような、正直に言いますとね、そういう今までの歴史もあったものですから。ここに言われることはよく分かっているんですよ、今までも維持費の問題も最低限でいけるように、いわゆるどうしたら安くできるのかというのを考えなさいということは口を酸っぱくして言ってきていますし、今後の営業の問題、どうそれを使いきれんかというのは相当な努力が必要であろうと、管理するところはどこかまだ決まっていませんが、管理するところが十分に、それ以上に努力をして使いこなさないと私はだめだろうと思います。ただ単に使いたい人がいたらどうぞ使ってくださいというような旧来的な考え方では到底今から先のいわゆる箱モノについては、管理をやる場所は大いに営業をや

ると、武雄市長のやり方などは学ぶべきであろうと思います。そういう考え方は当然今後も決まっても言いますし、決まるまでも当然申しあげていくと、さっき言いましたように、ここに書いてあること、予算の22億円というのは私は若干考えが違いますけれど、こんなこと言われたら怒られるかも知れませんが、どっちみち建てるならもう少しお金が必要ならお金をかけてもいいんじゃないかなという考え方は持っていますよ。どっちみち建てるならばね。ここを削減する必要はないと。

○委員長（門田直樹委員） 不老委員。

○委員（不老光幸委員） この要望は、署名した方が6千人余りと非常に多かったのにはびっくりしているのですが、実は私はこの体育複合施設の建設については当初から賛成の立場でずっときていたのですが、この6千人の中でちょうど子育ての方々、若い年代の方々がどれくらいいらっしゃるのかわかりませんが、実はさきほど福廣委員が言われたように、総合体育館の建設につきましては平成11年ごろに建設をしてほしいという署名とともに請願が生まれて、その当時の議会としては全員賛成で採択したという過去の経緯がございます。それから私が議員になっていろいろな若い方、スポーツをされる方からできるだけ早く総合体育館を建ててほしいという要望が非常に聞こえてきたわけです。福岡県に市制施行している自治体が28市あります、その中で総合体育館がないところは太宰府市を含めて3市です。そういう中で過去の経緯からみて太宰府市も建てなければならないというようなことで、ちょうど今看護学校跡地を県の方からそういう目的のために安く譲渡していただいたという経緯もございます。そういう中で基金も積立ててあったのですが、たまたま平成15年の大水害におきまして、復旧等のために財政調整資金等を使ってしまったという経緯もありました。ほかにもいろんなことがありまして延び延びになってきたという経緯もありまして、最近では財政も、夕張という話もありますが、これは夕張のようなことになるということはないと議員全員が認識しているところであると思います。私もそう思います。毎年財政は9億円から10億円くらい黒字が出ておりまして、3億円くらいは国民健康保険の補てんに使っているのですが、それ以外については基金等の積立に使っているという状況でございました、最近では行財政改革を非常にやっております、少しずつ財政的にも好転してきているということがありまして、福廣委員がいわれましたように、あの場所に複合施設的な体育館を作るということで進めていくべきではないかと思っております。実際にスポーツをやっている方は是非次は太宰府市で大会をやろうといわれることが多いそうです。しかしながらそういう施設がないので現状としては、筑紫台高校や筑陽高校などの体育館を借用してやらざるを得ないという状況をお聞きすると、ぜひとも太宰府という知名度からいわれるとそういう要望もあるのかなと理解をせざるを得ないというふうに思っております。特に子育て支援とか老人福祉の方にお金を使うべきだとおっしゃっていますが、これも並行的に実際やろうとしているところでもあります。保育園の建設についても、一番最初は大佐野保育園を作りましてそれから国分にも作りまして、ゆたか保育園ですね、それから高雄の保育園の増員を図るなど、今回平成27年度からは五条保育所を新しく建てなおしをしまして、定員を200名にすると、そしてまた併せてそこに子育て支援センター

をつくるということをやっております、並行的に、一方的に偏るのではなくて、それぞれ目的をもって総合的にやっているとします。それから老人福祉センターは非常に古くなっております。あそこは駐車場がないということで非常に要望が多ございまして、体育センターも非常に古いので取り壊すなどして、もう一度そこに老人福祉センターを含めた総合的なものを建てるなど今後の課題として早急に取り組むべきだと思っております。そういうこともありまして、いろいろな総合的な考えからやはり体育複合施設をつくることに賛成せざるを得ないと思っております。陳情の署名が6千人以上もあったということに非常に驚いています。そういうことも勘案しながら、やはり体育複合施設を中止するという、そこまで踏み切るということは私はできないというふうに思っております。

以上です。

○委員長（門田直樹委員） 渡邊副委員長。

○副委員長（渡邊美穂委員） 財政の面ですけれども、確かに平成15年の大水害から2、3年は非常に厳しい状態で、経常収支比率が100%超えたこともありましたが、今は90%台をいっています、健全な値といたしましては75%前後だといわれていることに鑑みれば、まだまだ不健全な状況であるということと、3期目以上の議員の方々は全国市議会議長会で片山元総務大臣の基調講演があったときに、執行部がこれが優良起債だから、交付税で還ってくるからということで議会は騙されてませんかというような内容の講演がありました。優良起債だから、交付税の中に算定されて還ってくるからといって自治体がどんどん借金を重ねてきているけれども、元担当大臣だった立場として国はそんなにお金もっていませんと。全国にそういうふうに約束をしてまわっているけれども、それは交付税にはほとんど算入されていないのが現状だと。だから優良起債だという言葉にはあまりだまされないようにしなさいね、というような内容の基調講演がありまして、私はそれを非常に頭に刻みつけておまして、やはり今回の体育館もそうですし、いろんな問題で執行部の説明の中にこれは優良起債で交付税に算入されていますというふうな説明がしょっちゅうあっているんですけど、では果たしてこれがどこまで本当なのだろうかということは常に念頭に置いております。だから夕張のようになるとは思っておりませんが、そういった国の事情ですね、国も膨大な借金をかかえておりますので、そういった膨大な借金を抱えているところが優良起債だからとどんどんお金を借りなさいというようなことで自治体がお金を借り続けていくということに対して、若干危機感をもっておりますので、借金をできるだけ精算するようなかたちで財政をもっていかななくてはならないんじゃないか、万が一国が何かがあった時にほとんどの自治体がそれでこけてしまうような状況になってはいけませんし、国は今の状況としていつ破たんしてもおかしくない状況になってきていますので、やはりそれは自治体で独立独歩でできるような経営状況を構築しなければならないというふうにも思っております。それもありまして、これ以上借金を重ねることは、緊急を要するものから借金をしていくべきだと思っている立場で、財政状況からの部分ではそういうふうに考えています。

○委員長（門田直樹委員） 福廣委員。

○委員（福廣和美委員） 最終的に建設の方に進んでいくと思いますけれども、私は今回は反対署名された6千人超の市民の方からも喜んでもらえるような、使うときにはいろいろ反対したけれども、できてよかったなというような複合施設ができるように、また運営ができるようにできるとすれば、やっていかないといけないわけですから、そういう方向で努力をしたい、議員活動をしたいと、そう思っております。できるものに対して我々も反対しても、反対するだけでは何もなりませんから。それが喜んでいただけるような、反対している方からも、署名をされた方からも喜んでいただけるような施設であり、運営をやっていただけるようにやってもらうように、議員として活動していこうとそう思っております。

○委員長（門田直樹委員） 他に。

私の意見としまして、まず経緯ですけれども、福廣委員がいわれたように、確かに平成11年に請願、我々はその時ほとんどいなかったのですが、そういうことがあったのは知っております。ただ、経緯というならば、その後一昨年の当初予算5,700万円を減額したというのが議会の議論の結果の意思であって、それも直近の経緯であるわけですよね、ではなぜそれを行ったのかという経緯をもう少し言うならば、当初からまず基本設計でいって、絵を描いて見せていただければ、議論も市民もわかったようなところが、いっきに実施設計分を盛り込んだものを当初予算にもってきたので、これはいかがなものかということで議論して、その結果修正をしたというのが経緯なわけですね。その後復活の補正も否決をしたと。しかしながら12月に若干賛否の数が変わりまして、また元に戻ったということで現在に至っているということですよね。一つはつくるつからないという前に、そういうふうな進め方の問題があるのではないかと、議会にも責任があると思います、そういうふうな議論をうまく情報発信をできなかったという部分はありますが、執行部としてどうなのかということは議会の中でも議論があった、当然市民もそういうふうな感じをもたれたということであるかと思えます。どうもつくるみたいだということで、こういうふうな署名が反対の立場の方々がされたと思いますが、もう少し早かったらと思うのですが、しかしながら、これだけ反対があるのでそう簡単にはと思っていたところが、実際はもうどうも建設の方向で行っているということですが、まずはやはりさきほど不老委員がおっしゃていましたが、数の多さですね、だれが考えても期間は1カ月ぐらいだったと思います、11月ぐらいを中心に、そうしますとたった1カ月あまりで6,478人だったですかね、簡単にいうと市議会議員とか市長選挙の有効投票数28,000の約4分の1、23%、24%に当たるわけですよね、これは大きな数であるということは申し述べておきたい、事実だと思います。しかしながら、そういった中で、かたや議会も市民の代表、代弁ということで、結果として、賛否の結果としてそういうふうな方向でいくことになったのですが、ただ、一般質問もあるようですが、東北の復興がほとんど進んでいないと、これが進んでいくときに大変な資材、人材が要るのではないかと、そうすると22億1,000万円すでに土地代は抜けて、上物だけで22億1,000万円ですが、本市にとって大変な金額ですが、しかしながらそれで進むのかどうか非常に不透明なものがあると私は思っています。渡

邊副委員長も言うておられましたけれども、財政がどうなのかということですね。簡単にいいますと借金で黒字を出しているというのが実情ではないかと、いわゆる臨時財政対策債というのは三位一体改革で交付税がなかなかまわらないようになったので、臨時で借金の前借りができるんだよということだと思います。違うのだったら、言うていただきたいけれども、それが20数億円やっていると、もしそれがなかったら黒字どころが赤字であって、あるいは硬直率、経常収支比率はやや100%になるのではないかとということであって、決して黒字だから、こうゆうふうな余裕で進めている事業ではないということは、私は財政的に言えるのではないかと思います。そういったなかで、結論といたしまして、体育館建設を求めている市民がいらっしゃることも重々承知しております。そのうえでやはりここは財政を含めて、また今後どういふふうな災害があるかもわかりません、そういったことを考えてやはり優先順位は先ほど渡邊副委員長がいわれたように必要なものが優先だと、あったら便利というものではないと思います。複合施設ということで災害の折とも言われていましたが、まず一番に考えられるのが水害ですね、水害に関しては一次避難、一時避難はあの場所では不適であるとはいろいろ議論はされております、二次避難としても、あそこに長期おられるとは考えづらい、これは各地区地区の公民館が担う場所だと思います。そうすると大きいのは万が一の話ですが玄海原発等があるかもしれませんが、それも県の計画では太宰府は通過をすると、簡単に言えば家の中に入って目張りしてそこで我慢しなさいということであって、総合体育館がそのための何かになるかということ、ちょっと想像が働きません。そういうふうな理由等々ありまして、不要だとまでは言いませんが、今作る必要はないと。今作るのは無理があるのではないかと、少なくともこれだけの署名が集まったのであるから、一時見直してもう一度建設の時期、内容をもう一度検討すべきであると、私はそう思います。

他にございませんか。

○委員長（門田直樹委員） 福廣委員。

○委員（福廣和美委員） 私はそういう経過があるから、つくるべきであるとは一言も言っていませんので、それは経過を言っただけですから、誤解のないように。私は当初署名はしましたけれども、その後総合体育館は反対の意見を持っておりましたので、11年間の経過があるから賛成しているのではないということはおきます。それと、優先順位、優先順位と言われるけれど、いつ作るんですかと言われると、それは今でしょとしか言いようがないと私は思います。

○委員長（門田直樹委員） 意見も出尽くしたようですが、特にここで結論を出すというわけではございません。ほかにございませんでしょうか。

（「なし」という者あり）

○委員長（門田直樹委員） それでは、追加日程第1、陳情第3号の意見交換を終わります。

ここで、執行部の入室を求め、午前10時50分まで休憩いたします。

休 憩 午前10時36分

~~~~~○~~~~~

再 開 午前10時50分

○委員長（門田直樹委員） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

まず、日程の訂正をお願いします。議案第6、議案第84号太宰府市立…の「太」が「大」になっておりますので、修正をお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1から日程第4まで一括議題

○委員長（門田直樹委員） お諮りします。

日程第1、議案第79号「太宰府市いきいき情報センターの指定管理者の指定について」から、日程第4、議案第82号「太宰府市体育センターの指定管理者の指定について」までを一括議題にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（異議なし）

○委員長（門田直樹委員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題といたします。

執行部からの説明を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（木原裕和） 議案第79号、太宰府市いきいき情報センターの指定管理者の指定についてご説明申し上げます。この太宰府市いきいき情報センターは平成10年度に開館いたしまして、15年を迎える施設でございます。平成24年4月1日から平成26年3月31日までの2年間、財団法人太宰府市文化スポーツ振興財団に指定管理者として指定いたしておりますが、平成26年3月31日をもって指定管理期間が満了となりますので、前回に引き続き太宰府市公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例第5条の規定によりまして、公募によらない候補者として指定管理者を、名称が変わっております、公益財団法人太宰府市文化スポーツ振興財団に指定するものでございます。指定管理期間は従来の2年間から3年間に1年延長することによりまして、幅広い年代の市民に対しまして健康・スポーツの促進をテーマにした事業を市が主体的、戦略的に展開しまして、民間とは違い市と連携強化が可能と判断いたしております。なお、指定期間は平成26年4月1日から平成29年3月31日までの3年間でございます。

続きまして、議案第80号でございます。太宰府歴史スポーツ公園の指定管理者の指定についてご説明いたします。この歴史スポーツ公園は平成元年に開園した施設でございます。平成23年4月1日から平成26年3月31日までの3年間、シンコースポーツ株式会社に指定管理者として指定しておりましたが、平成26年3月31日をもって指定管理期間が満了となりますので、太宰府市公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例第5条の規定によりまして、公募によらない候補者として指定管理者を公益財団法人太宰府市文化スポーツ振興財団に変更し、指定するものでございます。指定管理者制度を当初導入するにあたって民間活力の導入、民間のノウハウ等の導入等を民間事業者等からの参入を促進してまいりましたが、この施設はグラウンド、テニスコート、弓道場の貸し出し業務が主であり、民間活力の導入、民間のノウハウの導入等の部分がなく、民間事業者等の参入を促進するよりは、市の出資法人であります公益財団法人太宰府市文化スポーツ振興財団を指定管理者とした方が、幅広い年代の市民に対し健康・スポーツの促進を

テーマにした事業を市が主体的に展開していく場合に、民間とは違い市との連携強化が可能だと判断しております。なお、指定期間は平成26年4月1日から平成29年3月31日までの3年間でございます。

続きまして、議案第81号、太宰府市立大佐野スポーツ公園の指定管理者の指定についてご説明いたします。この太宰府市立大佐野スポーツ公園は平成10年に開園した施設でございます。平成23年4月1日から平成26年3月31日までの3年間、シンコースポーツ株式会社に指定管理者として指定しておりましたが、平成26年3月31日をもって指定管理期間が満了となりますので、太宰府市公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例第5条の規定によりまして、公募によらない候補者として指定管理者を公益財団法人太宰府市文化スポーツ振興財団に変更し、指定するものでございます。指定管理者制度を導入するにあたりまして、先ほどの説明と同様に民間事業者の参入を促進するよりは、市の出資法人であります公益財団法人太宰府市文化スポーツ振興財団を指定管理者とした方が、幅広い年代の市民に対しまして、健康・スポーツの促進をテーマにした事業を市が主体的、戦略的に展開していく場合に民間とは違い、市との連携強化が可能な指定管理者として判断しております。なお、指定期間は平成26年4月1日から平成29年3月31日までの3年間でございます。

続きまして、議案第82号、太宰府市体育センターの指定管理者の指定についてご説明申し上げます。この太宰府市体育センターは昭和52年度に開館し36年目を迎えた施設でございます。平成23年4月1日から平成26年3月31日までの3年間、株式会社エルベックに指定管理者として指定しておりましたが、平成26年3月31日をもって指定管理期間が満了となりますので、太宰府市公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例第5条の規定によりまして、公募によらない候補者として指定管理者を公益財団法人太宰府市文化スポーツ振興財団に変更し、指定するものでございます。理由につきましては、歴史スポーツ公園、大佐野スポーツ公園同様によりまして、公益財団法人太宰府市文化スポーツ振興財団を指定するものでございます。なお、指定期間は平成26年4月1日から平成29年3月31日までの3年間でございます。

以上でございます。

○委員長（門田直樹委員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

議案第79号について、質疑はございませんか。

藤井委員。

○委員（藤井雅之委員） 指定管理の部分で関連してお伺いしたいのは、財団に指定管理者の指定をされるということですが、提案があった議案第82号までの部分と関連し指定管理全体の視点になると思うのですが、4月からまた消費税率が変わりますけれども、その辺のところは指定管理料において何か変動があるのかどうか、お答えください。

○委員長（門田直樹委員） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（木原裕和） 指定管理料の中を含めた形で計上させていただくこととなります。

○委員長（門田直樹委員） ほかにございませんか。

次に、議案第80号について、質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） 次に、議案第81号について、質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） 次に、議案第82号について、質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） 私の方から。結局前に戻ったという感じだと思うのですが、議案第79号から議案第82号まで全体に関してお伺いしたいのですが、株式会社エルベックも確かシンコースポーツ株式会社と関連があると思いますが、ご説明の中でいわゆる民間活力をうんぬんまでないというふうなご説明だったと思うのですが、これは初めから分かっていたことで単なる管理業務ということをつかっただけで指定管理しておったのですが、それをあえて替える必要があったのか。それと水辺史跡公園との関係もあると思うのですが、水辺公園はいい専門性の高い管理をされていると思うのですが、そことこことをセットでお願いしていたような感じだと思うのですが、あえて契約を切ることにに対してシンコースポーツ株式会社さんとの輾轢ではないですが、何とかならないかというようなお話はなかったのでしょうか。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（木原裕和） まだこのことについては、議会にかけていないのでシンコースポーツ株式会社には具体的には話しておりません。ただ、シンコースポーツ株式会社からは、大佐野スポーツ公園等は鍵の開閉だけでございましたので、こういう言い方はおかしいですが、サービスの部分で歴史スポーツ公園、大佐野スポーツ公園等は管理していましたということでしたので、切り離すことについては別に問題はないかと思っております。今、私たち、この分につきましては公立というよりも政策を重視したかたちで今後施設の管理運営に取り組んでまいりたいという考え方でおります。

以上でございます。

○委員長（門田直樹委員） ほかにございませんか。これで質疑を終わります。

次に意見交換を行います。意見等はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） これで、意見交換を終わります。

次に討論・採決を行います。

議案第79号、太宰府市いきいき情報センターの指定管理者の指定について、討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） これで議案第79号の討論を終わります。

採決を行います。

議案第79号について、可決することに賛成の方は、挙手願います。

(全員挙手)

○委員長(門田直樹委員) 全員挙手です。

よって、議案第79号は、可決すべきものと決定しました。

(可決 賛成5名 反対0名 午前10時59分)

~~~~~ ○ ~~~~~

○委員長(門田直樹委員) 次に議案第80号、太宰府歴史スポーツ公園の指定管理者の指定について、討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(門田直樹委員) これで議案第80号の討論を終わります。

採決を行います。

議案第80号について、可決することに賛成の方は、挙手願います。

(全員挙手)

○委員長(門田直樹委員) 全員挙手です。

よって、議案第80号は、可決すべきものと決定しました。

(可決 賛成5名 反対0名 午前11時00分)

~~~~~ ○ ~~~~~

○委員長(門田直樹委員) 次に議案第81号、太宰府市立大佐野スポーツ公園の指定管理者の指定について、討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(門田直樹委員) これで議案第81号の討論を終わります。

採決を行います。

議案第81号について、可決することに賛成の方は、挙手願います。

(全員挙手)

○委員長(門田直樹委員) 全員挙手です。

よって、議案第81号は、可決すべきものと決定しました。

(可決 賛成5名 反対0名 午前11時00分)

~~~~~ ○ ~~~~~

○委員長(門田直樹委員) 次に議案第82号、太宰府市体育センターの指定管理者の指定について、討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(門田直樹委員) これで議案第82号の討論を終わります。

採決を行います。

議案第82号について、可決することに賛成の方は、挙手願います。

(全員挙手)

○委員長（門田直樹委員） 全員挙手です。

よって、議案第82号は、可決すべきものと決定しました。

（可決 賛成5名 反対0名 午前11時01分）

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5及び日程第6を一括議題

○委員長（門田直樹委員） お諮りします。

日程第5、議案第83号「太宰府市民図書館の指定管理者の指定について」及び、日程第6、議案第84号「太宰府市立共同利用施設の指定管理者の指定について」を一括議題にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（異議なし）

○委員長（門田直樹委員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題といたします。

執行部からの説明を求めます。

市民図書館長兼中央公民館長。

○市民図書館長兼中央公民館長（田村幸光） 議案第83号、太宰府市民図書館の指定管理者の指定について、ご説明申しあげます。太宰府市民図書館は現在、平成24年4月1日から平成26年3月31日まで、財団法人太宰府市文化スポーツ振興財団が指定管理を行っているところでありますが、平成26年4月1日から平成29年3月31日までの3年間を公益財団法人太宰府市文化スポーツ振興財団に公募によらない指定ということで指定をすることで指定をします。

議案第84号、太宰府市立共同利用施設の指定管理者の指定について、ご説明いたします。太宰府市内にある9施設、太宰府市立都府楼共同利用施設、太宰府市立水城共同利用施設、太宰府市立長浦台共同利用施設、太宰府市立青葉台共同利用施設、太宰府市立大佐野共同利用施設、太宰府市立向佐野共同利用施設、太宰府市立国分共同利用施設、太宰府市立通古賀共同利用施設、太宰府市立吉松共同利用施設の9施設を平成26年4月1日から平成31年3月31日までの5カ年間、各自治会に指定するものであります。

以上、簡単ですが議案について、説明を終わらせていただきます。

○委員長（門田直樹委員） 説明は終わりました。

これから一括して質疑を行います。委員におかれましては、議案第何号に対する質疑かを明確にしてから発言をお願いします。

質疑はございませんか。

藤井委員。

○委員（藤井雅之委員） 議案第84号に関して質疑させていただきます。直接中央公民館長にお尋ねするのが適切なのか迷うのですが、今回こういう形で提案されて議案説明されたので伺いますが、今回自治会に指定管理を指定されるというこれ自体は、私はこの議案に関しては特別反対するものではありませんが、今後の方向として共同利用施設以外のところを自治会が何か指定管理を担うようなものがあるのかどうか、現状その点だけお聞かせください。

○委員長（門田直樹委員） 市民図書館長兼中央公民館長。

○市民図書館長兼中央公民館長（田村幸光） 私の把握するところでは、今後指定管理をするところはないのではないかと思います。

以上でございます。

○委員長（門田直樹委員） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） これで質疑を終わります。

次に意見交換を行います。意見等はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） これで、意見交換を終わります。

次に討論・採決を行います。

議案第83号、太宰府市民図書館の指定管理者の指定について、討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） これで議案第83号の討論を終わります。

採決を行います。

議案第83号について、可決することに賛成の方は、挙手願います。

（全員挙手）

○委員長（門田直樹委員） 全員挙手です。

よって、議案第83号は、可決すべきものと決定しました。

（可決 賛成5名 反対0名 午前11時05分）

~~~~~ ○ ~~~~~

○委員長（門田直樹委員） 次に議案第84号、太宰府市立共同利用施設の指定管理者の指定について、討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） これで議案第84号の討論を終わります。

採決を行います。

議案第84号について、可決することに賛成の方は、挙手願います。

（全員挙手）

○委員長（門田直樹委員） 全員挙手です。

よって、議案第84号は、可決すべきものと決定しました。

（可決 賛成5名 反対0名 午前11時05分）

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第7及び日程第8を一括議題

○委員長（門田直樹委員） お諮りします。

日程第7、議案第85号「大宰府展示館の指定管理者の指定について」及び、日程第8、議案

第86号「太宰府市文化ふれあい館の指定管理者の指定について」を一括議題にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○委員長(門田直樹委員) 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題といたします。

執行部からの説明を求めます。

文化財課長。

○文化財課長(菊武良一) 議案第85号、大宰府展示館の指定管理者の指定について、ご説明させていただきます。昭和55年に開館いたしました大宰府展示館につきましては、現在、財団法人古都大宰府保存協会に管理運営をお願いしております。来年平成26年3月31日を持って指定管理期間が満了することに伴いまして、引き続き太宰府市公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例第5条の規定、公募によらない候補者の選定ということで、引き続き財団法人古都大宰府保存協会を指定管理者として選定するものでございます。選定理由といたしましては、施設の性格、規模等を考慮いたしまして設置目的等にかなった効果的な管理運営ができておるということで選定理由にさせていただいております。他の公の施設同様、指定期間につきましては、平成26年4月1日から平成29年3月31日までの3カ年を予定させていただいております。

引き続きまして、議案第86号、太宰府文化ふれあい館の指定管理者の指定について、ご説明申しあげます。平成8年に開館いたしました太宰府文化ふれあい館につきましては、現在、公益財団法人太宰府市文化スポーツ振興財団に管理をお願いしております。来年平成26年3月31日を持ちまして指定管理期間が満了することに伴い、引き続き公益財団法人太宰府市文化スポーツ振興財団を指定管理者として選定するものでございます。太宰府市公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例第5条の規定、公募によらない候補者の選定に基づき選定いたしております。選定理由といたしましては、大宰府展示館同様、施設の規模等を考慮いたしまして施設の設置目的に沿った効果的な管理運営ができていくということで、指定の期間につきましては、平成26年4月1日から平成29年3月31日までの3カ年をお願いするものでございます。

以上でございます。

○委員長(門田直樹委員) 説明は終わりました。

これから一括して質疑を行います。委員におかれましては、議案第何号に対する質疑かを明確にしてから発言をお願いします。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(門田直樹委員) これで質疑を終わります。

次に意見交換を行います。意見等はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（門田直樹委員） これで、意見交換を終わります。

これから討論・採決を行います。

議案第85号、大宰府展示館の指定管理者の指定について、討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） これで議案第85号の討論を終わります。

採決を行います。

議案第85号について、可決することに賛成の方は、挙手願います。

（全員挙手）

○委員長（門田直樹委員） 全員挙手です。

よって、議案第85号は、可決すべきものと決定しました。

（可決 賛成 5 名 反対 0 名 午前11時09分）

~~~~~ ○ ~~~~~

○委員長（門田直樹委員） 次に議案第86号、太宰府市文化ふれあい館の指定管理者の指定について、討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） これで議案第86号の討論を終わります。

採決を行います。

議案第86号について、可決することに賛成の方は、挙手願います。

（全員挙手）

○委員長（門田直樹委員） 全員挙手です。

よって、議案第86号は、可決すべきものと決定しました。

（可決 賛成 5 名 反対 0 名 午前11時09分）

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第9及び日程第10を一括議題

○委員長（門田直樹委員） お諮りします。

日程第9、議案第89号「太宰府市公文書館条例の制定について」及び、日程第10、議案第90号「太宰府市情報公開条例の一部を改正する条例について」を一括議題にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（異議なし）

○委員長（門田直樹委員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題といたします。

執行部からの説明を求めます。

情報・公文書館推進課長。

○情報・公文書館推進長（百田繁俊） 議案第89号、及び議案第90号は、公文書館の設置に伴います条例の制定及び改正でございますので、一括してご説明させていただきます。

最初に議案第89号、太宰府市公文書館条例の制定についてでございます。資料は議案書20ペー

ジでございます。

本条例の内容につきまして、ご説明させていただきます。第1条は設置の目的です。公文書館法第5条及び地方自治法第244条の2の規定に基づき、公文書館を設置いたします。このことによりまして、公文書館の位置付けが対外的に明確になり、併せて公文書館が収集、保存、利用するものの範囲も明確にするものであります。第2条は定義規定です。非現用文書、行政文書、地域資料について定義しております。行政文書とは自治体で組織的に管理された文書全体を指しまして、保存期間内にある文書を現用文書と呼び、保存期間が満了した段階で非現用文書となります。非現用文書の中で歴史的価値のあるものを歴史的な文書として、公文書館に移管いたします。この他太宰府市史編纂事業の中で収集いたしました資料及び個人または法人等が所蔵する地域資料につきましても、公文書館で収取・保存を行います。第3条は館の名称でございます。施設の名称につきましては、法的根拠が公文書館法であり、普通名刺といたしましても公文書館が最も一般的な名称であることから、太宰府市公文書館といたしております。第4条は職員についてです。公文書館法第4条第2項の規定に基づき、館長を置く旨、規定いたしております。第5条は館の業務についてです。公文書館で行う業務を列挙いたしております。現在市史資料室で行っております業務をそのまま継続するとともに、新たな事業展開も行ってまいります。第6条及び第7条は利用制限についてです。公文書館における文書の公開は情報公開条例及び個人情報保護条例とは別の基準となり、収集した資料の中には個人情報等も含まれることから、本条例の中で公開に関する基準を定めております。また、併せまして情報公開条例を改正し、その改正内容が個人情報保護条例にも連動することで条例間の整合を図ります。第8条は費用負担についてです。施設内において資料の閲覧を行う場合は無料といたしました。ただし、公文書館の複写機等を利用する場合につきましては、別途規則でその費用を定めます。第9条は入館及び利用の制限についてです。不適切な行為を行う者に対して、入館及び利用の制限を行う旨を規定いたしております。第10条は損害賠償等についてです。公文書館の施設、備品、行政文書等に損害を与えた者に対する賠償責任を規定いたしております。条例の施行日は平成26年4月1日です。

以上が本条例の内容でございます。

次に、議案第90号、太宰府市情報公開条例の一部を改正する条例についてです。資料は議案書24ページ、条例改正新旧対照表は2ページでございます。今回の改正趣旨は大きく2点ございます。1点目は第2条第2号の改正です。平成26年4月1日付で太宰府市公文書館を設置することに伴い、公文書館に移管した情報は情報公開条例の対象である情報として取り扱わず、別に管理することとしたものです。なお、太宰府市個人情報保護条例における保有個人情報の定義は、情報公開条例に規定する情報に記録されているものに限るとされておりますため、個人情報保護条例についても同様の改正を行った効果が生じます。2点目は、第2条第3号及び第9条の改正です。市が保有している電磁的記録も情報公開する際の写しの交付等の対象とすることとしたものです。情報通信機器の普及に伴い、今後電磁的記録の写しを求める公開請求が予想されることから改正を行うものです。

なお、目次の改正は条番号との不整合を修正するため、第10条の改正は字句の整理に関するものです。条例の施行日は平成26年4月1日でございます。

以上が本条例の内容でございます。

議案第89条及び議案第90条についてご説明いたしました。よろしくご審議賜りますよう、お願いいたします。

○委員長（門田直樹委員） 説明は終わりました。

これから一括して質疑を行います。委員におかれましては、議案第何号に対する質疑かを明確にしてから発言をお願いします。

質疑はございませんか。

渡邊副委員長。

○副委員長（渡邊美穂委員） 議案第89号についての、この館長、職員の問題なのですが、これは市の職員で対応される予定なのか、あるいはどこかに委託等を考えておられるのか、いずれなんでしょうか。

○委員長（門田直樹委員） 情報・公文書館推進課長。

○情報・公文書館推進課長（百田繁俊） 市の職員で対応することを予定いたしております。

○委員長（門田直樹委員） 渡邊副委員長。

○副委員長（渡邊美穂委員） そうすると、市の職員、例えば休館日等は公共施設は月曜日が休みの所が多いのですが、そういった他のところに対応してやられるようなご予定なんでしょうか。

○委員長（門田直樹委員） 情報・公文書館推進課長。

○情報・公文書館推進課長（百田繁俊） 公文書館の休館日については、規則で定めることとしておりますけれども、結論から申し上げますと、市役所と同じく土、日曜日は休館ということに予定をいたしております。

○委員長（門田直樹委員） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） これで質疑を終わります。

次に意見交換を行います。意見等はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） これで、意見交換を終わります。

次に討論・採決を行います。

議案第89号、太宰府市公文書館条例の制定について、討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） これで議案第89号の討論を終わります。

採決を行います。

議案第89号について、原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手願います。

（全員挙手）

○委員長（門田直樹委員） 全員挙手です。

よって、議案第89号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

（原案可決 賛成5名 反対0名 午前11時17分）

~~~~~ ○ ~~~~~

○委員長（門田直樹委員） 次に議案第90号、太宰府市情報公開条例の一部を改正する条例について、討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） これで議案第90号の討論を終わります。

採決を行います。

議案第90号について、原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手願います。

（全員挙手）

○委員長（門田直樹委員） 全員挙手です。

よって、議案第90号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

（原案可決 賛成5名 反対0名 午前11時17分）

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第11から日程第19を一括議題

○委員長（門田直樹委員） お諮りします。日程第11、議案第91号「太宰府市行政財産使用料条例の一部を改正する条例について」から、日程第19、議案第99号「太宰府市文化ふれあい館条例の一部を改正する条例について」までを一括議題にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（異議なし）

○委員長（門田直樹委員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題といたします。

執行部からの説明を求めます。

管財課長。

○管財課長（久保山元信） 議案第91号、太宰府市行政財産使用料条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。議案書は26、27ページ、条例改正新旧対照表は4ページをご覧くださいますようお願いいたします。

今回の改正につきましては、消費税に係る法律が平成24年8月22日に公布され、消費税の税率改正が、現行の税率100分の105から100分の108へと来年、平成26年4月1日から施行されます。このことから、太宰府市行政財産使用料条例の一部を改正する必要性が生じたため、条例の一部を改正するものでございます。

改正内容でございますが、恐れ入りますが条例改正新旧対照表4ページをご覧ください。消費税につきましては、附則の中に別表第1を設けておりまして、土地及び建物の使用料の額の条文に100分の105を明記しておりまして、改正後の100分の108への税率に改めさせていただいております。なお、施行日は平成26年4月1日とさせていただきます。

以上、よろしくご審議賜りますよう、お願いいたします。

○委員長（門田直樹委員） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（木原裕和） 議案第92号、太宰府市いきいき情報センター条例の一部を改正する条例から、議案第97号、太宰府市立太宰府史跡水辺公園条例の一部を改正する条例について、一括してご説明申しあげます。

まず、議案書につきましては、28ページから39ページ、条例改正新旧対照表につきましては、5ページから18ページに別表として料金を記載させていただいております。平成26年4月1日から導入されます消費税の消費税率から5%から8%に改正されることに伴いまして、各施設の料金等が変わってきますので、その条例改正となります。条例の一部を改正する必要が生じたもので、改正するものでございます。

以上でございます。

○委員長（門田直樹委員） 中央公民館長。

○中央公民館長（田村幸光） 議案第98号、太宰府市中央公民館使用料条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。条例改正新旧対照表は20ページからでございます。中央公民館の使用料につきまして、平成26年4月1日から消費税が5%から8%に上がることに伴い、中央公民館の使用料を見直すものでございます。新旧対照表につきましては、20ページから22ページをご覧ください。

以上で説明を終わらせていただきます。

○委員長（門田直樹委員） 文化財課長。

○文化財課長（菊武良一） 議案第99号、太宰府市文化ふれあい館条例の一部を改正する条例について、ご説明させていただきます。条例改正新旧対照表につきましては、23ページをご参照いただければと存じます。改正内容につきましては、来年、平成26年4月1日からの消費税率改正に伴いまして、実習室1のAから実習室2のBの使用料及び冷暖房料と多目的ホールの料金の改正を行うものでございます。

以上でございます。

○委員長（門田直樹委員） 説明は終わりました。

これから一括して質疑を行います。委員におかれましては、議案第何号に対する質疑かを明確にしてから発言をお願いします。

質疑はございませんか。

藤井委員。

○委員（藤井雅之委員） 議案第92号のところで、いきいき情報センターの利用料のところでお伺いいたしますが、施行期日は平成26年4月1日からとなっておりますが、例えば4月1日以降の予約は当然新しい料金体系になるというのは分かるのですが、3月の段階で4月以降の予約をされた場合の料金の体系というのは、どのように考えておられるのでしょうか。

○委員長（門田直樹委員） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（木原裕和） 申し込まれて、料金をはらわれた時点での消費税率になります。

○委員長（門田直樹委員） 渡邊副委員長。

○副委員長（渡邊美穂委員） 議案は第98号ですが、中央公民館ではなくて共同利用施設の利用料を聞きたいのですが、消費税率が上がることでいろいろ料金改定があっているのですが、共同利用施設に関しては今回全く議案にでてきていないわけですが、これは指定管理者が任意で利用料を決めていいということになっているのかもしれませんが、一応市の持ち物である共同利用施設の利用料を指定管理者が任意で決めていいのかというのが一つあったのですが、今回消費税率が上がることを期に市が本来は一括できちんと管理すべきではないかというふうに思っているのですが、これはたぶん公民館長ではなくて、総務部長か教育部長かわかりませんが、そういった考え方はないのでしょうか。

○委員長（門田直樹委員） 経営企画課長。

○経営企画課長（濱本泰裕） 共同利用施設につきましては、一般的に地区の公民館として利用されているという実態がございます。また、条例の中では共同利用施設の使用料については、これについては上限を定めているところですので、実際には、上限までの使用料は採られていないという実態がございますので、今回の消費税改定に伴っての条例改正は行っていないという状況です。

○委員長（門田直樹委員） 渡邊副委員長。

○副委員長（渡邊美穂委員） ちょっとあまり分らなかったのですが、私が問題にしているのは、結局市の財産ですよ、他の市の財産については市がきちんと使用料を決めてあるわけですよ。しかしながら、共同利用施設は公民館として利用されているから、地域で決めていいと市の方で判断されていらっしゃるのでしょうか、共同利用施設は指定管理者がすべて自治会になっていますが、自治会も任意団体という扱いですから、そういったところに使用料を任意で決めさせていいのかというのがあるのですが、本来であったらやはり市の持ち物であるから市が管理すべきではないかという原則論なのですが、それはどうなのでしょう。

○委員長（門田直樹委員） 総務部長。

○総務部長（三笠哲生） 共同利用施設については、現職の議員さん方の任期中であったかは定かではないのですが、特殊な要因がございます。一つについては、共同利用施設と称していますのも、基本的には地域で建てられた公民館でした。その改修費につきましては、空環境、航空騒音の関係で市が建設実施をするならば補助金を使えるということで、地域と十分に当時の教育委員会の方で議論をされてですね、共同利用施設というかたちで、太宰府市立という名称もつけて行いました。ただ、運用についてはそういう経過をたどっておりますので、自治会に主体的にお願いをするということになりました。その後、公の施設の指定管理者に関する法律ができて、直営かあるいは指定管理、業務委託などいろいろ法的な定めがありましたので、いろいろな議論がありましたけれども、結果的には指定管理者を自治会にするということで、これは当時議会の中でもかなり議論があったと思います。料金については、自治会の方に実際に運営を、その後も

継続してやっていただくということで、協議しながら、とはいいいながらも、原則論もありますので、使用料については上限を定めると、地域の実態にあったところで自治会の方で決めていただくということです。先ほど経営企画課長がご説明したのは、その限度の中で実態とを見ると、今度の消費税アップについても限度額の中で運用できるのではないかという判断をしたということをご報告したところです。

以上です。

○委員長（門田直樹委員） 渡邊副委員長。

○副委員長（渡邊美穂委員） 最後に質問です、これは法律には抵触していないですね、指定管理者の指定に関する法律の。

○委員長（門田直樹委員） 教育部長。

○教育部長（今泉憲治） 説明は今したとおりでございまして、上限を定めておりますから、その範囲内であればいいと。実態をお聞きしてその上限を超えるということになれば、改めて料金の改正をすることが必要になるかもしれませんが、現状では大丈夫ということで、法的にも大丈夫です。

○委員長（門田直樹委員） すみません、関連して。さっきのところで聞けばよかったのかもしれませんが、2年前ですか、平成23年度のこの委員会のご答弁では、指定管理といっても結局上限を定めているだけだと、あとの扱いはその他の地区公民館と同じようなものですよというふうに聞いていたので、まあそれでいいと思いますが、指定期間を前は3年だったのを今度5年に延ばされていますね、その辺りは議論が反映されていると思うのですが、自治会の裁量といいますか、指定管理だったら協定書とか仕様書とか結構ややこしく細かく決めているところですが、そこまではあまり実際やっていない、先ほどの説明を聞くと、上限の中である程度自由で、運営に関してはある程度自由だというふうにお考えなんですかね、そのところをお願いします。

○委員長（門田直樹委員） 教育部長。

○教育部長（今泉憲治） おっしゃるとおりで、法律に基づいて協定は当然結ばないといけませんし、これまでの経過もございまして、自由度を持った協定内容といたしております。

○委員長（門田直樹委員） 長谷川委員。

○委員（長谷川公成委員） 全体の使用料についてなんですが、水辺公園は外しますが。小中学生から急に一般になっているんですね。水辺公園には中高生と高校生の枠があるのですが、例えば中学校を卒業して高校生になって何かしらの施設を利用したいとしたとき、料金が約5倍なんですよ、高校生の枠とかを新規で作ることはできないのですか。過去にも私は一般質問したと思うのですが。

○委員長（門田直樹委員） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（木原裕和） この分につきましては、以前も聞きましたけれども、まだ詳しく検討はしておりません。申し訳ございません。

○委員長（門田直樹委員） 長谷川委員。

○委員（長谷川公成委員） できたらですね、高校生が集まって体育館やグラウンドを使いたいという
ことはあるんですね。その時に一般の利用料金では少ないお小遣いで集まってやろうという中
で、値段が全然違うからですね、もう少しその辺りを考えてあげてもいいのではないかなど。そ
うすれば、太宰府市ではあまり見かけませんが、例えば高校生がだらだらとコンビニでたむろす
よりも、料金が安いからグラウンドや体育館で遊ぼうかと、そういったかたちを取っていく方
が青少年の健全育成にもつながりますし、非行も防止されるのではないかなと思いますので、高
校生もできたら小学生の料金とまでは言いませんので、枠を設けてあげて、施設を利用しやす
し、非行も防止されるのではないかなと思いますので、よかったですら前向きな検討をよろしく願
いいたします。

○委員長（門田直樹委員） 要望でよろしいですかね。これで質疑を終わります。

次に意見交換を行います。意見等はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） これで、意見交換を終わります。

次に討論・採決を行います。

議案第91号、太宰府市行政財政使用料条例の一部を改正する条例について、討論はありませ
んか。

藤井委員。

○委員（藤井雅之委員） 提案されておりますこの議案が消費税増税が前提となっておる内容でござ
います。私も先の9月議会においても消費税増税の判断の実施先送りを求める意見書について、
賛成の立場をとりました。やはり、消費税の持つ逆進性の部分が、今後公共施設の利用というか
たちでの負担増で市民の方に直接影響が出るということを懸念いたしますと、やはり議案第91号
に関しては容認することはできませんので、私は反対の表明をいたします。

併せて、このあと採決が行われます議案第92号から議案第99号までも同様の理由で反対させて
いただくことを申しあげまして討論を終わらせていただきます。

○委員長（門田直樹委員） ほかにありませんか。

これで議案第91号の討論を終わります。

採決を行います。

議案第91号について、原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手願います。

（多数挙手）

○委員長（門田直樹委員） 多数挙手です。

よって、議案第91号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

（原案可決 賛成4名 反対1名 午前11時32分）

~~~~~ ○ ~~~~~

○委員長（門田直樹委員） 次に議案第92号、太宰府市いきいき情報センター条例の一部を改正する  
条例について、討論はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(門田直樹委員) これで議案第92号の討論を終わります。

採決を行います。

議案第92号について、原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手願います。

(多数挙手)

○委員長(門田直樹委員) 多数挙手です。

よって、議案第92号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

(原案可決 賛成4名 反対1名 午前11時33分)

~~~~~ ○ ~~~~~

○委員長(門田直樹委員) 次に議案第93号、太宰府市公園条例の一部を改正する条例について、討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(門田直樹委員) これで議案第93号の討論を終わります。

採決を行います。

議案第93号について、原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手願います。

(多数挙手)

○委員長(門田直樹委員) 多数挙手です。

よって、議案第93号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

(原案可決 賛成4名 反対1名 午前11時33分)

~~~~~ ○ ~~~~~

○委員長(門田直樹委員) 次に議案第94号、太宰府市立小学校及び中学校施設使用料条例の一部を改正する条例について、討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(門田直樹委員) これで議案第94号の討論を終わります。

採決を行います。

議案第94号について、原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手願います。

(多数挙手)

○委員長(門田直樹委員) 多数挙手です。

よって、議案第94号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

(原案可決 賛成4名 反対1名 午前11時33分)

~~~~~ ○ ~~~~~

○委員長(門田直樹委員) 次に議案第95号、太宰府市立運動公園条例の一部を改正する条例について、討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(門田直樹委員) これで議案第95号の討論を終わります。

採決を行います。

議案第95号について、原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手願います。

(多数挙手)

○委員長(門田直樹委員) 多数挙手です。

よって、議案第95号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

(原案可決 賛成4名 反対1名 午前11時34分)

~~~~~ ○ ~~~~~

○委員長(門田直樹委員) 次に議案第96号、太宰府市体育センター条例の一部を改正する条例について、討論はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(門田直樹委員) これで議案第96号の討論を終わります。

採決を行います。

議案第96号について、原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手願います。

(多数挙手)

○委員長(門田直樹委員) 多数挙手です。

よって、議案第96号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

(原案可決 賛成4名 反対1名 午前11時34分)

~~~~~ ○ ~~~~~

○委員長(門田直樹委員) 次に議案第97号、太宰府市立太宰府史跡水辺公園条例の一部を改正する条例について、討論はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(門田直樹委員) これで議案第97号の討論を終わります。

採決を行います。

議案第97号について、原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手願います。

(多数挙手)

○委員長(門田直樹委員) 多数挙手です。

よって、議案第97号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

(原案可決 賛成4名 反対1名 午前11時35分)

~~~~~ ○ ~~~~~

○委員長(門田直樹委員) 次に議案第98号、太宰府市中央公民館使用料条例の一部を改正する条例について、討論はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(門田直樹委員) これで議案第98号の討論を終わります。

採決を行います。

議案第98号について、原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手願います。

(多数挙手)

○委員長(門田直樹委員) 多数挙手です。

よって、議案第98号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

(原案可決 賛成4名 反対1名 午前11時35分)

~~~~~ ○ ~~~~~

○委員長(門田直樹委員) 次に議案第99号、太宰府市文化ふれあい館条例の一部を改正する条例について、討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(門田直樹委員) これで議案第99号の討論を終わります。

採決を行います。

議案第99号について、原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手願います。

(多数挙手)

○委員長(門田直樹委員) 多数挙手です。

よって、議案第99号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

(原案可決 賛成4名 反対1名 午前11時35分)

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第20 議案第100号「太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について」

○委員長(門田直樹委員) 日程第20、議案第100号「太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について」の当委員会所管分を議題とします。

執行部からの説明を求めます。

情報・公文書館推進課長。

○情報・公文書館推進課長(百田繁敏) 議案第100号、太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例についてのうち、太宰府市公文書館構想調査研究委員会の部分について、ご説明申し上げます。

資料は議案書47ページ、条例改正新旧対照表は24ページでございます。今回の改正は平成26年4月1日付で太宰府市公文書館を設置することに伴い、公文書館構想の調査研究の段階を終えることから、附属機関の名称を太宰府市公文書館委員会に、所掌事務を公文書館所属する使用の保存活用に関し審議することに、それぞれ改正するものです。条例の施行日は平成26年4月1日です。

以上が本条例の改正内容でございます。よろしくご審議賜りますよう、お願いいたします。

○委員長(門田直樹委員) 説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(門田直樹委員) これで質疑を終わります。

次に意見交換を行います。意見等はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(門田直樹委員) これで、意見交換を終わります。

次に討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(門田直樹委員) 採決を行います。

議案第100号の当委員会所管分について、原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手願います。

(全員挙手)

○委員長(門田直樹委員) 全員挙手です。

よって、議案第100号の当委員会所管分については、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

(可決 賛成5名 反対0名 午前11時37分)

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第21 議案第112号「平成25年度太宰府市一般会計補正予算(第4号)について」

○委員長(門田直樹委員) 日程第21、議案第112号、平成25年度太宰府市一般会計補正予算(第4号)についての当委員会所管分を議題とします。

お諮りします。

審査の都合上、歳出から審査を行いたいと思います。また、補足説明をいただく際、関連のある別の補正項目については、併せて説明をお願いしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(門田直樹委員) 異議なしと認め、お諮りしたとおり決定しました。

執行部におかれましては、関連のある補正については、併せて説明をお願いいたします。

それでは、歳出の審査に入ります。補正予算書の歳出、12、13ページをお開きください。

2款1項1目一般管理費、防犯対策関係費について、説明をお願いします。

協働のまち推進課長。

○協働のまち推進課長(藤田 彰) 2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、工事請負費の防災対策関係費、防犯カメラ設置工事110万円についてご説明いたします。本年9月に警察署より「性犯罪の抑止に向けた環境整備への協力依頼」として、設置要望を受けたことによる増加分でございます。昨年度から「地域見守りカメラ」として設置を開始しておりますが、設置場所につきましては警察から性犯罪等が発生する恐れが高い箇所として設置要望を受けた場所について警察と協議を行い、設置することといたしております。本年度予算では、10月に西鉄五条駅に1基2台をすでに設置いたしましたところですが、今回の補正では、坂本区の青少年相談センター前の三叉路に1基3台を設置する予定でございます。

以上でございます。

○委員長（門田直樹委員） 説明は終わりました。

これについて質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） 次に進みます。

同ページ、2款2項2目、市史資料室費について、説明をお願いします。

情報・公文書館推進課長。

○情報・公文書館推進課長（百田繁俊） 2款2項2目、市史資料室関係費の11節需用費、13節委託料及び18節備品購入費の補正額162万1,000円についてご説明申しあげます。これらはいずれも平成26年4月の太宰府市公文書館設置に向けた準備に要する費用であります。需用費につきましては、文書保存箱、館内展示物表示のためのパネル等の購入、及び事務用封筒の印刷に充てるものです。また、委託料につきましては、市史資料室の事務用機器、備品、書籍などを文化ふれあい館から公文書館に運搬するための経費であります。また、備品購入費につきましては、現在文化ふれあい館の特別収蔵庫に保存しておりますマイクロフィルムなどを適切な湿度で保存するためのドライキャビネットの購入に充てるものであります。

説明は以上です。

○委員長（門田直樹委員） 説明は終わりました。

これについて質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） 次に進みます。

同ページ、2款2項5目、地域コミュニティ推進費の財源更正、及び関連する歳入の補正項目について、併せて説明をお願いします。

協働のまち推進課長。

○協働のまち推進課長（藤田 彰） 2款総務費、2項企画費、5目地域コミュニティ推進費、財源更正の1万円でございます。関連がございますので、歳入の8、9ページを併せてご覧ください。17款寄附金、1項寄附金、2目総務費寄附金の1万円でございます。コミュニティバス関係指定寄附金でございます。これは、平成25年10月30日に年齢70歳くらいの女性の方が協働のまち推進課窓口にみえられまして、「いつもコミュニティバスを利用しています。自分にとっても非常に大切な交通手段であることから、運航経費の足しにしてください」ということで寄附をいただいたものでございます。住所、お名前等お伺いいたしましたけれども、お答えにならず、匿名を希望されました。コミュニティバスまほろば号の運行費用とすることをお伝えし、更正するものでございます。

以上でございます。

○委員長（門田直樹委員） 説明は終わりました。

これについて質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） 次に進みます。

同ページ、2款3項2目、賦課徴収費について説明をお願いします。

税務課長。

○税務課長（吉開恭一） 2款3項2目、賦課徴収費、23節償還金、利子及び割引料の過誤納金還付金の補正についてご説明申し上げます。本年度の過誤納金還付金の執行状況でございますが、還付件数は昨年度と比較しますと1割程度少ない件数で推移しておりますところでございます。一方、法人市民税の確定申告により大口の還付が主なものが5件、合計で720万円ほど発生いたしましたため、還付金額につきましては当初予算額を上回る見込みとなっております。11月末の時点で当初予算2,000万円の内、すでに1,700万円あまりを支出しており、今後の支出見込額と予算残との差額の250万円を増額補正させていただくものでございます。

以上でございます。

○委員長（門田直樹委員） 説明は終わりました。

これについて質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） 次に進みます。

14、15ページをお開きください。3款2項4目、学童保育所費について説明をお願いします。

学校教育課長。

○学校教育課長（森木清二） 3款2項4目、放課後児童健全育成事業費県補助金精算返還金についてご説明いたします。この補助金につきましては、学童保育所の運営にかかります実際の支出額、これは食料費を除きますが、これから保育料等の収入額を差し引いたものが放課後児童クラブ運営費にかかる経費として認められるようになっております。それともう一方で県が基準額というのをもっておりまして、この基準額と、さきほど申しました経費のいずれか低い方の3分の2が県補助金として出されるようになっております。平成24年度におきましては、2,273万4,000円の県補助金の交付を受けておりましたが、平成24年度収支精算によりまして補助額が1,957万2,000円に確定したことによりまして、その差額316万2,000円を県に返還するものでございます。

説明は以上です。

○委員長（門田直樹委員） 説明は終わりました。

これについて質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） 次に進みます。

18、19ページをお開きください。9款1項2目、非常備消防費について説明をお願いします。

協働のまち推進課長。

○協働のまち推進課長（藤田 彰） 9款消防費、1項消防費、2目非常備消防費についてご説明をさせていただきます。これは消防団関係費の団員費用弁償の増額補正200万円でございます。本

年度は、全国女性操法大会や筑紫地区消防操法大会の年に当たり、当初訓練予算を組んでおりましたが、同年6月9日に第1回太宰府市消防操法大会を開催するなど、これまでと違った訓練となりました。中でも、太宰府市消防操法大会は分団ごとに自動車の部、可搬の部それぞれが訓練を行い大会を行うこととなったため、4月の自主訓練、これは無報酬でございますけれども、こちらに始まり、5月からの分団訓練など出勤回数や出勤人数も多く、当初支出予定額を上回る出勤となりました。このため、今後の予定である年末特別警戒や消防出初式などの出勤にも影響がありますことから、計上させていただいているものでございます。

説明は以上でございます。

○委員長（門田直樹委員） 説明は終わりました。

これについて質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） 次に進みます。

20、21ページをお開きください。10款2項1目、学校管理費について説明をお願いします。
学校教育課長。

○学校教育課長（森木清二） 10款2項1目、学校管理費、小学校管理運営費の11節、光熱水費でございますが、本年4月からの九州電力の料金値上げ、自由化部門で11.94%の値上げがっております。そのために、11月以降の料金を前年度比15%増の電気料総額316万6,000円の増額補正を計上させていただいております。

説明は以上です。

○委員長（門田直樹委員） 説明は終わりました。

これについて質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） 次に進みます。

今回の補正第4号につきましては、人件費の補正が計上されております。職員給与費全般として24、25ページの給与費明細書、及び20、21ページ、当委員会所管分の10款4項1目、社会教育総務費の職員給与費について、併せて説明をお願いします。

総務課長。

○総務課長（友田 浩） それでは人件費に関するものでございますので、私からご説明をさせていただきます。24ページの給与費明細書でご説明させていただきたいと思っております。今回の職員給与費の補正でございますが、2節の給料及び3節の職員手当、共済費関係につきましては、平成25年度当初予算編成時にそれぞれの部署の職員数等を見込んで計上いたしておりましたが、その後の人員配置、人事異動、及び職員の中途採用等の調整に伴う額を合わせまして、1,345万円の増額補正をさせていただいております。内訳でございますが、職員給与費の給与費につきまして、給与についてはトータル1,193万9,000円の増でございます。職員手当につきましては、151万1,000円の増となっております。共済費につきましては、193万9,000円の増となっております。

す。上段の特別職につきましては、今議会に上程しております子ども子育て会議委員分の増額分になっております。この全体分の当委員会所管分といたしまして、補正予算書の21ページの社会教育費分を増額補正をさせていただいておるところでございます。他の分につきましては、17ページの商工費で増額、19ページの土木費で減額補正をさせていただいております。

以上でございます。

○委員長（門田直樹委員） 説明は終わりました。

これらについて質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） 次に進みます。

同ページ、10款4項1目、庶務関係費について説明をお願いします。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（木原裕和） 社会教育費、社会教育総務費の庶務関係費についてご説明申しあげます。13節委託料、事務所等移転委託料48万円、並びに15節工事請負費、臨時工事9万円についてご説明申しあげます。事務所等移転委託料並びに工事請負費は関連がございますので、一括してご説明させていただきます。来年4月から予定しております公共施設の再配置に伴います事務所の移転に関する費用でございます。詳細につきましては、委託料48万円につきましては引っ越し作業の委託料でございます。臨時工事費9万円につきましては、電話機の移転に伴う費用でございます。

説明は以上でございます。

○委員長（門田直樹委員） 説明は終わりました。

これについて質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） 次に進みます。

同ページ、10款4項5目、公民館費について説明をお願いします。

中央公民館長。

○中央公民館長（田村幸光） 中央公民館管理運営費790万円の内訳を説明させていただきます。まず、11節需用費、光熱水費90万円でございますが、九州電力の電気料金の値上げに伴う光熱水費の不足が見込まれますので、90万円を計上させていただいております。15節工事請負費、臨時工事の内訳ですが、来年4月1日の機構改革に伴いまして生涯学習係、社会教育係が中央公民館の方に移ってまいりますので、中央公民館の1階の部分にあります少年の船事務所跡を事務室並びにミーティングルームとして使用するための工事であります。それに伴いネームプレート、電算機器、電話回線の工事の金額であります。また、中央公民館消火栓用消防ポンプモーターの取り替え予算として合計700万円を予算計上いたしております。

以上でございます。

○委員長（門田直樹委員） 説明は終わりました。

これについて質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(門田直樹委員) 次に進みます。

同ページ、10款4項7目、文化財保護・活用費及び10款4項8目、文化財調査費について、併せて説明をお願いします。

文化財課長。

○文化財課長(菊武良一) 10款4項7目、文化財保護・活用費、細目282文化財管理関係費87万8,000円についてご説明させていただきます。この内容につきましては、史跡地内の樹木伐採等に使用します作業員さんの賃金ということで、7,500円掛ける述べ117日間ということで87万8,000円を予算要求させていただいているものでございます。

続きまして、10款4項8目、文化財調査費、細目282文化財調査事業関係費167万1,000円についてご説明させていただきます。本年10月1日より2名の文化財技師を採用させていただきまして、即戦力として今活動しておりますが、向佐野の区画整理区域内の現場に入ることが、文化財の技師の採用に伴いまして調査ができるようになりましたので、それに伴う発掘作業員の方の賃金ということで5,800円掛ける述べ288人の賃金ということで167万1,000円をお願いするものでございます。

以上でございます。

○委員長(門田直樹委員) 説明は終わりました。

これらについて質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(門田直樹委員) 次に進みます。

22、23ページをお開きください。12款1項1目、公債償還元金について、及び関連する歳入の補正項目について併せて説明をお願いします。

経営企画課長。

○経営企画課長(濱本泰裕) 補正予算書22、23ページ、12款1項1目23節償還金、利子及び割引料、細目330の公債償還元金について説明をさせていただきます。今回、減債基金の積立て状況や今後の市債借入れへの状況などを勘案いたしまして、現在の市債の一部繰上償還を行うための、公債費償還元金に1億円の増額補正を行うものであります。関連する歳入といたしまして、補正予算書10、11ページ、18款1項1目の11節減債基金繰入金この1億円を財源とすることとしております。なお、平成25年度末の減債基金残高といたしましては、9,758万4,955円となる予定でございます。

以上で説明を終わります。

○委員長(門田直樹委員) これらについて、質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(門田直樹委員) それでは、次に歳入の審査に入ります。

補正予算書 8、9 ページをお開きください。17款 1 項 1 目、一般寄附金について、説明をお願いします。

総務課長。

○総務課長（友田 浩） 17款寄附金、1 項寄附金、1 目一般寄附金、1 節一般寄附金 6 万5,000円について、ご説明を申し上げます。本年10月12日に大宰府政庁跡で開催されましたふれあい健康ウォークにおきまして、九州情報大学の相撲部の皆さんがちゃんこ料理を 1 杯100円で販売しまして得られた売上金 6 万5,500円を太宰府市政全般に使用いただきたいということで、ご寄附を10月23日にいただきましたので、この分につきまして計上するものでございます。

以上でございます。

○委員長（門田直樹委員） 説明は終わりました。

これについて質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） 次に進みます。

10、11ページをお開きください。18款 1 項 1 目：財政調整資金繰入金について、説明をお願いします。

経営企画課長。

○経営企画課長（濱本泰裕） 18款 1 項 1 目10節の財政調整資金繰入金 1 億1,101万6,000円につきましてご説明を申し上げます。これにつきましては、今回の12月の補正財源調整といたしまして、財政調整資金を充てるものでございます。なお、平成25年度末の財政調整資金残高といたしましては23億7,393万5,547円となる予定でございます。

以上で説明を終わります。

○委員長（門田直樹委員） 説明は終わりました。

これについて質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） 次に進みます。

補正予算書 5 ページをお開きください。第 3 表、債務負担行為補正の審査に移ります。

第 3 表の最上段、衛生機器保守点検委託料から、5 段目のマット類賃借料までについて、併せて説明をお願いします。

管財課長。

○管財課長（久保山元信） 今回の債務負担行為補正につきましては、松川公共施設の庁舎分の建物につきまして、その庁舎が来年 4 月1日に開庁予定であることから、管理運営に係る業務委託が必要なものについて、債務負担行為の補正をお願いするものでございます。それでは、項目ごとにご説明させていただきます。最初に衛生機器保守点検委託料284万4,000円でございます。これは平成26年度から平成28年度の契約の限度額でございます。2 番目に清掃業務委託料でございます。この分につきまして、3 年間で879万6,000円、3 番目に夜間の機械警備業務委託料、この分

でございますが、3年間で206万1,000円、それから4番目に総合管理業務委託料として3,927万3,000円でございますが、この分につきましては保守点検等をも含めたかたちで契約を考えております。例えばエレベーター設備の保守点検、消防設備の保守点検などがございます。次に、マット類の賃借料でございますが、この分につきましても3年間で76万8,000円を見込んで債務負担行為の補正をお願いするものでございます。来年4月に供用を目指してまいりたいと考えておりますので、今回議決いただきましたならば、来年3月中旬に契約等を行い、4月1日からの供用開始に合わせたいと考えております。

よろしくご審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○委員長（門田直樹委員） 説明は終わりました。

これらについて質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） 次に進みます。

同じく第3表の上から9段目、小学校自家用電気工作物保安管理業務委託料、及び上から10段目、中学校自家用電気工作物保安管理業務委託料について、併せて説明をお願いします。

教務課長。

○教務課長（井上 均） これは市内の小・中学校の自家用電気工作物保安管理業務委託料に関する債務負担行為の補正でございます。平成25年度中に業者を選定及び契約をいたしまして、複数年の契約を行うことに安価且つ確実な電気工作物の保安管理業務を行うことが可能になるために債務負担行為を行うものでございます。金額につきましては、小学校が323万1,000円、中学校が189万6,000円になっております。

以上でございます。

○委員長（門田直樹委員） 説明は終わりました。

これらについて質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） 次に進みます。

同じく第3表の下から5段目、指定管理料、及び下から4段目、機械警備業務委託料について、併せて説明をお願いします。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（木原裕和） 指定管理料、いきいき情報センターについてご説明いたします。いきいき情報センター指定管理料の委託に関する債務負担行為の補正でございます。公の施設に係る指定管理の指定に伴いまして複数年契約を行うことによりまして安定した管理業務を行うことが可能になるためでございます。

続きまして、機械警備業務委託料、松川運動公園体育館についてご説明申し上げます。松川運動公園の体育館の機械警備業務の委託に関する債務負担行為の補正でございます。平成25年度中に業者を選定いたしまして、契約を締結することにより、複数年契約を行うことによりまして安

価値が確実に機械警備業務を行うことが可能になるためでございます。

以上でございます。

○委員長（門田直樹委員） 説明は終わりました。

これらについて質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） 次に進みます。

同じく第3表の下から2段目、3段目の指定管理料について、併せて説明をお願いします。

文化財課長。

○文化財課長（菊武良一） 指定管理料、文化ふれあい館分といたしまして平成26年度から3カ年分1億6,380万円、内訳といたしまして5,460万円の3カ年分ということで債務負担行為の補正をお願いするものでございます。

続きまして、同じく指定管理料、大宰府展示館分といたしまして平成26年度から393万1,000円の3カ年分1,179万3,000円の補正をお願いするものでございます。

以上でございます。

○委員長（門田直樹委員） 説明は終わりました。

これらについて質疑はありませんか。

渡邊副委員長。

○副委員長（渡邊美穂委員） 聞き違ったかもしれませんが、この期間なんです、平成26年度からとおっしゃった、3カ年と。書いてあるのは平成25年度からとなっているのですが、説明としては平成26年度からですか。

○委員長（門田直樹委員） 文化財課長。

○文化財課長（菊武良一） 契約の関係がございまして、契約の発生する年度が平成25年度末までに契約を行うために、平成25年度からということの記載になっておろうかと思えます。

○委員長（門田直樹委員） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） 次に進みます。

同じく第3表の際下段、指定管理料について説明をお願いします。

市民図書館長。

○市民図書館長（田村幸光） 市民図書館、指定管理料についてご説明させていただきます。期間、平成26年度から平成28年度の3カ年間、1億2,180万円、4,060万円の3カ年分を限度額として債務負担行為補正をお願いするものです。

以上でございます。

○委員長（門田直樹委員） 説明は終わりました。

これについて質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） それでは、当委員会所管分の補正全般について、質疑もれはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） 以上で本案に対する説明、質疑は終わりました。

これから意見交換を行います。意見等はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） これで意見交換を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） これで、討論を終わります。

採決を行います。

議案第112号の当委員会所管分について、原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手願います。

（全員挙手）

○委員長（門田直樹委員） 全員挙手です。

したがって、議案第112号の当委員会所管分については、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

〈原案可決 賛成5名 反対0名 午後0時03分〉

~~~~~○~~~~~

○委員長（門田直樹委員） ここで、午後1時00分まで休憩いたします。

休 憩 午後0時03分

~~~~~○~~~~~

再 開 午後1時00分

○委員長（門田直樹委員） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

~~~~~○~~~~~

### 日程第22及び日程第23を一括議題

○委員長（門田直樹委員） お諮りします。

日程第22、議案第117号「太宰府市事務分掌条例の全部を改正する条例について」及び、日程第23、議案第118号「太宰府市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定について」を一括議題にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（異議なし）

○委員長（門田直樹委員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題といたします。

執行部からの説明を求めます。

経営企画課長。

○経営企画課長（濱本泰裕） 議案第117号、太宰府市事務分掌条例の全部を改正する条例について

て、及び議案第118号、太宰府市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定については、関連がございますので一括してご説明申し上げます。

まず、議案第117号、太宰府市事務分掌条例の全部を改正する条例についてでございますが、平成26年4月1日に予定しております機構改革に伴いまして事務分掌条例を改正するものです。主な改正点につきまして、ご説明申し上げます。追加議案書2ページ、及び条例改正新旧対照表1ページをご覧くださいと思います。まず、現在の部ですけれども、総務部、市民生活部、健康福祉部、建設部の4部で構成されておりますけれども、これを総務部、地域健康部、市民福祉部、建設経済部とするものです。今回は地域健康部、市民福祉部と大きな枠組みが変更になっておりますので、文言の修正や字句の追加などを含めまして全部を改正する条例として提案をさせていただきます。

それでは各部の事務分掌について簡単にご説明をさせていただきます。まず総務部につきましては、観光交流課の観光係と商工農政課を建設経済部に、また協働のまち推進課地域コミュニティ推進係を地域健康部に移しておりますことから、現行のソ、地域コミュニティに関することと、ト、商工業、農林、水産及び畜産に関すること、ナの農地に関することが他の部に移管となっております。次に地域健康部についてでございますが、市民と一体となって元気でいきいきとした地域づくりを行い、地域活動とスポーツ、健康、文化、環境を有機的に機能させ、市民の総合的な健康増進を図るための部といたしまして、現行の総務部、市民生活部、健康福祉部から、地域コミュニティや健康づくり、人権・同和政策、男女共同参画、保健衛生、子育ての支援、文化、スポーツ、環境の事務分掌の集約をしたところでございます。次に市民福祉部についてでございますが、市民サービスをより充実させるため、市民課、税務課、納税課、国保年金課及び福祉事務所関係課を統合させた部でございます。現行の市民生活部、健康福祉部から戸籍や市税、社会福祉、制度的なものとしまして、児童福祉や高齢者の支援、保険制度としての国民健康保険や介護保険、公費医療などを集約したものでございます。最後に建設経済部でございますが、現行の建設部にカの観光に関すること、キの商工業及び農林に関することを総務部から移管したものでございます。

各部に所属する課や係、それぞれが分担いたします事務分掌等につきましては、この事務分掌条例に従いまして職務執行規則の中で定めることにいたしております。

次に、議案第118号、太宰府市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定についてでございます。追加議案書の6ページをご覧ください。今回の事務分掌条例の改正に伴いまして、地域健康部の所管としております学校における体育に関することを除くスポーツに関すること、文化財保護に関することを除く文化に関することを教育委員会の職務権限から地方公共団体の長に写し、長が管理執行をすることにするため地方教育行政の組織及び運営に関する法律第24条の2第1項の規定に基づきまして、条例を制定するものでございます。

以上で説明を終わります。

○委員長（門田直樹委員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

まず、議案第117号について、質疑はございませんか。

藤井委員。

○委員（藤井雅之委員） 先日も議会全員協議会の中でご説明いただきましたが、先ほど条例の中で審査した機構改革4月1日以降の新しい組織図を見ますと、公文書館が見当たらないのですが、その扱いはどういうふうになるのか、お聞かせください。

○委員長（門田直樹委員） 経営企画課長。

○経営企画課長（濱本泰裕） 公文書館につきましては、文書情報課で兼務することを今のところ考えております。職務執行規則の中では、公文書館に関することを文書情報課の事務分掌として加える予定にしております。

○委員長（門田直樹委員） ほかに質疑はございませんか。

長谷川委員。

○委員（長谷川公成委員） 地域健康部なんですけど、なんで、例えば係でいくとスポーツ係とごみ対策係と何の関係があるのかなと、ずっと思っていたのですが、私の思い違いだったら申し訳ないですが、例えば人権フェスタとかスポーツフェスタとか環境フェスタとかありますよね、そういう課で行っているイベントを地域健康部に全部集めたのではないかなと思うのですが、その点はいかがですか。

○委員長（門田直樹委員） 経営企画課長。

○経営企画課長（濱本泰裕） 今回、地域健康部の目的といたしまして、地域と一体となった活動、そういったものを取り入れながら推進していく施策、それを行うところを中心にまとめております。その中で、スポーツでありますとか生活環境課でいいますとごみの対策、ごみの減量、これも市民と一体となって取り組んでいかねばならない、そういった観点、それから人権政策課につきましても人権尊重のまちづくり、市民と共に学び、学習し、行動を起こすと、そういった観点、そういった意味から地域健康部に位置付けを行っております。全体の中でも市民と一体となってこれから行動を起こしていく部としての位置付けをしております。

以上でございます。

○委員長（門田直樹委員） 長谷川委員。

○委員（長谷川公成委員） それは、防災安全課だって市民と一緒にやっていかなければならないと思いますし、あまり、うーんという感じなんですけど、この機構改革を行うときにですね、すでに今回補正予算で700万円あがっていますが、すべての総額の予算はどれくらいかかりそうなんですか。

○委員長（門田直樹委員） 経営企画課長。

○経営企画課長（濱本泰裕） まず、防災安全課でございますけれども、これは市の災害対策本部の位置付けが総務部にありますものですから、総務部に配置をしております。

次にこの機構改革に伴います費用ですが、先ほど言われました今回補正で挙げております

700万円、これにつきましては、機構改革ということではなく、公共施設の再配置に伴います移転費用となっております。今回の機構改革に伴います費用として考えられますものについては、電算システムの改修費、これが一つ考えられると思います。またそれに伴います配線工事や庁舎内のサイン、そういったものが考えられると思っております。一番大きなものでは電算システムになろうかと思っておりますけれども、これにつきましてはこの条例が可決されましたら早急にかかる費用などをこれから算定してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（門田直樹委員） ほかに質疑はございませんか。

渡邊副委員長。

○副委員長（渡邊美穂委員） 介護保険課のところで介護保険係と包括支援係というのは、別々の場所になる予定なんでしょうか、それとも同じ場所にいるのでしょうか。

○委員長（門田直樹委員） 経営企画課長。

○経営企画課長（濱本泰裕） 現在のところでは、介護保険係、包括支援係ともに、いきいき情報センターの場所にと考えております。

○委員長（門田直樹委員） 渡邊副委員長。

○副委員長（渡邊美穂委員） 今回、私はこれを一般質問でしますけれども、先日のお話によると、元気な高齢者に関してはいきいき推進係で担当して、老人クラブなどもここが担当するということがあったのですが、要支援、要介護が必要になった方は介護保険課というかたちで分けられたというふうに話を聞いているのですが、新しい介護保険制度では元気高齢者とういった要支援、要介護の人たちを一体として地域づくりを行いなさいというような内容の介護保険制度が今度出来上がるのですが、これが称号が総合事業というかたちでやってくるのですが、この所管はどこになるんですか。

○委員長（門田直樹委員） 経営企画課長。

○経営企画課長（濱本泰裕） 一体となっていく健康づくりでありますとか、そういったものについては地域健康部を考えております。現在、市民福祉部で予定しております介護保険課につきましては、制度的なもの、保険制度でありますとか、それぞれの介護などの制度ですか、そういった制度的なものを取り扱う部署として考えております。今言われました元気な高齢者、ご自分で動ける方たち、そうでない方たちも制度的なもの以外のものについては、地域づくり課のいきいき推進係の事務分掌として考えております。

○委員長（門田直樹委員） 渡邊副委員長。

○副委員長（渡邊美穂委員） しかし、やはり新しい制度では地域包括支援センターも一つの中核としてというふうに位置付けになっているわけですね、とすると地域包括支援センターが別の課にあって、しかも庁外に出ているという立場ですね、また部が違うということで、当然ながら本当は健康な高齢者の方々も要支援以降の介護が必要になられた方々も高齢者の健康づくりという部分は非常に隣接、近いところがたくさんあって、本当は密接に地域包括がですね、民生委員

さんたちとかといろいろな個別訪問などをやりながらやっていかななくてはならないところなんです、それを2つの部に分けてしまっていて本当に連携ができるんだろうか、それともほとんど連携は考えていないということなんですか。

○委員長（門田直樹委員） 経営企画課長。

○経営企画課長（濱本泰裕） こちらは全ての業務におきまして庁内の連携は必要だと思っております、ですから連携をしないということではございません、この市民福祉部の大きなテーマといたしまして窓口サービスの向上であるとか、そういったところを視点にしておりますので、そういった視点からこの組織、機構改革を行っているところでございます。ですから、庁内いろんな部署でいろんなつながりがあると思いますので、それは今までと同じように密な連携を図ってまいりたいというふうに考えております。

○委員長（門田直樹委員） 渡邊副委員長。

○副委員長（渡邊美穂委員） さっきは高齢者の問題で、今度は子育ての方なんですけれども、保健センターと子育て支援センター、これが例えば3歳児健診等やっていく中でですね、例えば子どもの健康問題とか、知能の遅れ、発達障害とかそういった問題が子育て支援センターとか保健センターで保護者のほうから話がなされるわけですね。そういったものを保育所に連携をしてつないでいくという作業も当然必要になってくるわけなんです、これもやはり部がわかれていてなかなかそういった連携が非常に難しくなるんじゃないかなという気がするのですが、こういった部がわかれてしまったところについては、高齢者とか子育てとか福祉の部分で分かれてしまったところは、例えば週に1回とか月に1回とか定期的な連絡会議みたいなものは考えておられますか。

○委員長（門田直樹委員） 経営企画課長。

○経営企画課長（濱本泰裕） 関係する部署につきましてはそれぞれで目的をもって関係課会議などを、現在でも庁内でいろいろな会議が開かれております。そういった中で対応していけるものというふうに思っております。

○委員長（門田直樹委員） 渡邊副委員長。

○副委員長（渡邊美穂委員） 私はやっぱり納得できなくてですね、健康な人と障がいがある人、あるいは高齢になってだんだん支援が必要になってくる人たちを地域健康部と市民福祉部で健康と福祉で分けてしまっているというのは、ものすごく密接な関係があるところなので、分けてしまったという根本的な理由というのが、私はまだ納得ができないんですけれども、もう一回説明してもらえませんか。

○委員長（門田直樹委員） 経営企画課長。

○経営企画課長（濱本泰裕） 今言われましたように、これまでも健康福祉部、市民生活部、そういったところも含めまして、いろんな連携がすべての業務においてあります。今回の組織機構改革の大きな視点といたしましては、まず地域の方々と一体となって行う、そういった健康づくりであるとか生きがいづくり、そういったものも含めたところ、それを地域健康部として集約をして

いるところであります。次の市民福祉部につきましては、市民の方がいろんな行政サービス、制度的なもの、そういったものを受けるための部として位置づけをしております。今後市民福祉部につきましては、将来的な総合窓口やそういったものを視野に入れた中で今回の部の編成としているところでございます。

○委員長（門田直樹委員） 渡邊副委員長。

○副委員長（渡邊美穂委員） 最後に確認をしますけれど、子育てについても、高齢者についても、健康診断とか老人会の中とかでの元気な高齢者を作るための運動とかそういったことを進める中で、この人は要支援が必要なんではないか、この子どもは少し障がいがあるのかもしれないだろうかというのを原課で見つけた場合に、その手続き等は市民福祉部に行かなくてはならないわけですから、そうすると原課の方から市民福祉部に部を超えてそういった連絡があって、保護者にはそっちに行ってくれと、そういうふうな流れになるということですか。

○委員長（門田直樹委員） 総務部長。

○総務部長（三笠哲生） 今回ご提案させていただいているのは、組織をどうするかということであり、先ほどから渡邊副委員長からご意見いただいておりますのは、組織と運用面でどう連携していくのかというお話だろうと思います。この間におきましても、今の現状の組織の中でも連携は行っております、当然ですね。具体的なお話をしますと、地域の中に認知症の方がおられてどうしても地域で見守りをしなくてはいけないときにはですね、民生委員、福祉委員は当然ですけども、保健センターの職員、自治会の地域の人たちが集まって、じゃあこの方をどのように見守っていこうという連携をやってきていました。この組織については、先ほどから課長が説明していますように、基本的に総務管理をする、いわゆる組織を作るときのスタッフとかラインとかいう表現がありますが、どちらが上下ということではなくて、総務管理は総務の中にまず収集させるよと、それからライン、現場の中はですね、市民と共にやる組織、それから法定受託事務とか保険制度とかそういう制度を担うところ、それから建設とか水道事業とか事業を行うところ、それを明確に分けて市民に分かりやすい組織にしようというのがまず第一です。地域健康部の名称がピンとこないというご意見を言っている方がいらっしゃるんですが、名称をどうするかということは、体は名を表すということですから、一番重要なところですけども、ここで地域健康部とっておりますのは、やはりいろんな行政課題がありますが、私たちが優先順位で考えていますのは、市民の健康づくりです。目標は国保医療の削減ということがあります。この間市長が申していますように、病院にかかるとはいけないということではなくて、治療が必要な方はきちんと治療していただいて、治療をしなくてはならないような生活習慣病にならないようにみなで元気づくりをやっていきましょう、それが生きがいづくりにつながっていく。これは行政がいくら旗を振っても市民と共にやらないとできないことです。あるいはごみ減量、ごみ焼却関係の委託料などが問題がこの間議論になっていきますけれども、ごみ減量をしてくださいといくら行政が旗をふっても実際ごみ減量の取り組みをしていただくのは市民の方だと。そういうことで明確に位置づけていきたいと。極端のイメージでいいますと、今校区協議会というのがかなり充実してき

ています。地域健康部というのが、この一つの校区協議会みたいなイメージで捉えていただきますと、各校区協議会の中には福祉部会、体育部会、環境部会とかが横並びで、健康フェスタなどが全校区になっているんですね、そういう取り組みになってきています。まさにそういうことができる組織づくりがいただけるだろうということで、まず特化してここでやると。あと市民福祉部につきましては、名称は別としてここはさきほどから申し上げていますように、生活保護とか身体障がい者の方の対象とする、特定の対象とする法定受託事務を担うところとか、国民健康保険、介護保険、国民年金など保険制度を担うところを部に集中させて、明確にしたいと。あといろんな状況があるのは、さきほどから申しますように、運用面では当然連携をやっていきます。

そういうことをご理解をいただきたいと思います。以上です。

○委員長（門田直樹委員） 不老委員。

○委員（不老光幸委員） 建設経済部に観光経済課がきていますけれども、以前は総務部で観光交流課と商工農政課があって、そちらに観光係と商工農政係と農業委員会とありましたが、この人数は前の分とは増減があるんでしょうか。それぞれの人員です。

○委員長（門田直樹委員） 総務部長。

○総務部長（三笠哲生） 人員配置につきましては、さきほど課長がご説明いたしましたとおり事務分掌規程の中で、課を超えて少し動かさないとけないところがありますので、それに伴って適材適所で人数を配置するというのが前提ですけれど、私もこの1年観光交流、商工農政を総務部門での位置づけて見てまいりました。これはやはり総合行政の中で太宰府市が観光というキーワードで占める割合は大きいと、地域経済の活性化もありますし、元気にぎやかな太宰府とする、ミシュランガイドの話も市長の方から報告されております。そういうことで、総合行政の中でやろうということで、この間進めてきたところでありまして、それが少しずつ根付いてきて、例えば建設経済部でやってます歴まちとか、歴史的風致維持向上計画とか、文化財がやっております市民遺産、そういう観光資源とかいうのが市全体的にできてきたと。そこで一つの建設経済部に位置づけしながら、さらなる発展をさせていこうという思いで、さきほど言われました人員配置は何人ですとここでいうのは難しいのですが、適材適所、最大公約数でいきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○委員長（門田直樹委員） 不老委員。

○委員（不老光幸委員） 観光経済課の3係ですけれども、以前はやはり建設経済部であったのを途中で総務部に変更し、特に観光交流課というのを作られましたよね。こう見ますと課長職が2人いたのに1人になってしまうような感じなんですね。例えば、今から先は観光とか商工に力を入れて充実させて、建設経済部に戻すということになったのかというふうに思うんですが、以前のところに再度戻した理由というのはあるのですか。

○委員長（門田直樹委員） 経営企画課長。

○経営企画課長（濱本泰裕） 観光と商工、これは密接な関係をもってこれから太宰府市のまちづくりを進めていかなければならないということ、また現在都市整備課で進めている風致維持向上計

画によります景観でありますとか、そういったもの、あと建物の改修でありますとか、そういったもの全てを含めた中で、観光というものにも力を入れていかなければならないし、そこに商工も連携をしていかなければならない、そういった意味から建設経済部へ戻したということでございます。国際交流ですが、こちらにつきましては、建設経済部にはなじまないかなというところもございまして、こちらについてはそのまま総務部に残しておるといような状況でございます。

○委員長（門田直樹委員） 不老委員。

○委員（不老光幸委員） それはごもっともなことだと思うんですね、今から太宰府市としては観光と商工ですね、やっぱり力をいれて充実させていったほうがいいと思います。人員配置は4月からでしょうけれども、以前よりも充実した人員配置、人数を増やすということを検討してもらったほうがいいのではないかと思います。以上です。

○委員長（門田直樹委員） 福廣委員。

○委員（福廣和美委員） 先ほどの部長の話でいきますと、自治会、校区協議会はもちろん地域づくり課が担当ですね。ですね。

（執行部「はい」と呼ぶ）

○委員（福廣和美委員） 各校区協議会、または自治会にあるいろんな部がありますが、それはまた担当課が違うわけですね。

○委員長（門田直樹委員） 総務部長。

○総務部長（三笠哲生） 今、この前の渡邊委員の一般質問でもお答えしたとおり、協働のまちづくりの推進、地域コミュニティ系の職員が昼夜問わず自治会及び校区協議会と共にやっております。コーディネート役でやっている部分もありますし、実際に実行部隊としてやっている部分もあります。それを明確にするこの地域健康部が先ほどから渡邊副委員長が言われているように、連携しながらやっていくということがあると思います。だから組織としてはこうですけども、まだ決定ではありませんが、例えば戦略会議みたいなものを持たないといけないと思っております。健康福祉部の部長に私になったとしたときにですね、これだけのスポーツから、健康づくりから生きがいづくり、高齢者、子育てなどを担うということになれば、連携をするなにかしらの組織が必要だろうと思います。戦略会議みたいなものを持ちながら、自治会を中心とするだけではなくていろんなものが連携してやっていくということが必要になってくるだろうと思っております。この運用については、この組織の目的が達成されるような運営をきちんと位置づけると、そのためには先ほどから申し上げております事務分掌の事務執行規則が重要な役割をもって来るだろうと思っております。

以上でございます

○委員長（門田直樹委員） 福廣委員。

○委員（福廣和美委員） 今からの質問は運用面に関するかも分からないけど、一つ聞いておきますが、いわゆる、さきほど部長がいわれたように各校区協議会で同じ同等の部が全部出来上がって

いるのですかね。私が聞いているところによると、各校区ばらばらだというふうに聞いております。だから、もしそろってればまだいいですよ、ばらばらであれば、今同様になるように努力はされているんだろうと思いますが、将来的にそれがどうなるかは分からないよね。努力はしてもならない可能性もある。

○委員長（門田直樹委員） 総務部長。

○総務部長（三笠哲生） 当初、校区協議会を作るときに、最低こういう活動をしてほしいという行政サイドからの期待はありました。ただ無理はないところでということで校区協議会の編成をしていただきました。設立当初から5委員会をつくられたところもあります、ただ行政のほうもこういうきちんとした連携をとるための組織づくりをやりますよということでいきますので、例えば南小校区が今年度福祉部会新たに作られるという経過もございます。そういうことで、この地域健康部が所管するようなことを一体となってやれる組織づくりが必要であるかないかについては校区協議会と協議していきますけれども、そういうきっかけづくりにはなると思います。期待はいたしております。

以上でございます

○委員長（門田直樹委員） 福廣委員。

○委員（福廣和美委員） また課長に怒られるかもわからないけれど、私は校区協議会には期待しておりませんので、各自治会できちんとやっておれば、問題は自治会でさえうまくいかないのに校区協議会がうまくいくわけないんだから。そう思っております。なにかうまくいっているように見えるんじゃないんですか、上の方から見ると。我々下の方から見ると、何かうまくいっていないなど。今日はそのことはいいませんが。

もう一つは、議会に関わってきますよね、各常任委員会にね。これはいつごろ議会と話し合いをされるのですか。来年の4月までにするの。

○委員長（門田直樹委員） 議会に通ってからでしょうね。

（福廣和美委員「もちろん」と呼ぶ）

○委員長（門田直樹委員） 総務部長。

○総務部長（三笠哲生） 先日の議会全員協議会での原田議員の質問でお答えいたしましたけれども、議会に上程するのはこの事務分掌条例につきましては、部の設置と部の事務分掌になっております。これを受ける組織につきましては、先日の議会全員協議会でご報告したとおりです。そして各課、係がどういう具体的な事務分掌になるのか職務執行規則の中で定めていきます。常任委員会の所管のお話であれば、先日の議会全員協議会で坂口局長がご説明しましたとおり、議会のほうで整理されまして議員提案になるのかな。そのことについては、議会事務局長から。

○委員長（門田直樹委員） 議会事務局長。

○議会事務局長（坂口 進） 今回、事務分掌条例の改正、その後に総務部長がお話しましたとおり職務執行規則、詳細なものが決まりましたら、それを基に市議会委員会条例の改正を行うこととなります。改正の時期につきましては、3月議会に議員さんによる提案で改正をお願いしたいと

考えております。

以上でございます

○委員長（門田直樹委員） 福廣委員。

○委員（福廣和美委員） 機構改革の後も問題で聞いてもらいたいのは、また今度これが変わると市民がどこに行ってもいいのかわからないと、今は総合窓口があるみたいだけれど、やはり1人でいい時間帯もあるでしょうけれど、時期的なもの、3月とか子どもの問題などがあつたときにどこに行けばいいのかというのが捉えにくいことがないように、市民からそういう苦情がおきないような体制づくりをぜひ、この機構改革の上についた、そういう体制整備をぜひやってほしいと思います。さきほど渡邊委員が言われてましたが、本当はそのこれ以外に子ども相談窓口があればですね、そこに行けば各課がそこと部とは違った機構を設ければ、それは私は理想的であると思いますが、そういうところも今後考えてみてください。要望です。

○委員長（門田直樹委員） 渡邊副委員長。

○副委員長（渡邊美穂委員） 私も要望ですが、地域健康とか市民福祉とか名称が混乱のもとになりかねないかというのがあって、さきほど部長がおっしゃったようなくくり方ですと、例えば地域健康部というのはそれこそ市民と協働でまちづくりをするところですよというような名称にするかですね、あるいは市民福祉部というのは、例えば手続きだけをするところですよとか、そういうふうに部の名称をきちんと分けてもらっていた方が、地域健康とかあまりにも漠としているので、市民が部の名称を見たときに地域健康とは何をやる場所というのをはっきりわからないような気がするんですね。なので、この事務分掌条例で名称が決まってしまうのかもしれませんが、部の名称というのはもう少し検討の余地があるような気がいたします。これが混乱の基になるような気がしますので、これはもう少し執行部の中で話をしていただけたらなと思います。

○委員長（門田直樹委員） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） 次に、議案第118号について、質疑はございませんか。

渡邊副委員長。

○副委員長（渡邊美穂委員） いきいき情報センターの所管は今度はどこになりますか。

○委員長（門田直樹委員） 経営企画課長。

○経営企画課長（濱本泰裕） 今のところいきいき情報センターには生涯学習センターという機能を持ち合わせていますので、今のところ、新しく文化学習課、こちらの方でいきいき情報センターの所管をするように考えております。

以上でございます。

○委員長（門田直樹委員） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） これで質疑を終わります。

次に意見交換を行います。意見等はありませんか。

渡邊副委員長。

○副委員長（渡邊美穂委員） これですね、議会の中でもいろいろ質問が出ていて、前回は議会全員協議会で非公式の場でいろいろ皆さん要望とかされていたと思いますが、正式なかたちですね、前回は議事録にも残っていませんから、各議員が要望されたことも全く公式なものではないので、今日皆さんが言われたことは議事録に残っているのですが、前回総務文教常任委員会に入っていない皆さんがおっしゃった内容も含めて、一回議会でそういう要望はきちんとまとめておいた方がいいのではないかと思います。というのが、さっきこれは機構改革ではなくて、部下の再編で757万円今回補正が出ていますが、これは生涯学習課が移設するから必要になってきているのであって、私はやはりこれは機構改革の一端だと思っていますし、おそらく電算のシステムを変えるとすると、今後ものすごい額の予算が必要になるのではないかと思うんですね、それで4月過ぎたときに今回の条例改正を私たち議員が承認したのであれば、この予算も承認しなくちゃいけませんので、それにあたって議会から個人的に非公式の場で要望を言ったということでは、市民に対して説明がつかないような気がするので、どこかきちんとした正式なかたちでの議会からの要望というのをまとめたらどうかなというふうに思ったのですけれども、どうでしょうか。

○委員長（門田直樹委員） 福廣委員。

○委員（福廣和美委員） それはどういうあれで、議会というものは、それは全員でまとめるということですか。

○委員長（門田直樹委員） 渡邊副委員長。

○副委員長（渡邊美穂委員） 私もまだイメージしか分からないのですけれども、何か全員でまとめた方が本当はいいのではないのかなと思うのですけれども、ただ、今議会中とかということではなくて、来年の4月なのでその間に定例議員協議会とかもありますので、その時にもう少し具体的な要望等をまとめたらどうかなと思っただけです。

○委員長（門田直樹委員） 福廣委員。

○委員（福廣和美委員） もしよければ各常任委員会ごとに、各常任委員会に任せたら。もしやるのであれば、各常任委員会が出た意見を議長がまとめるというふうな、誰かがまとめないとけないから。もしやるのであればよ。

○委員長（門田直樹委員） 渡邊副委員長。

○副委員長（渡邊美穂委員） 方法は別にどうでもいいです。ただそういうのをやってみたらどうかなと、いうことで。

○委員長（門田直樹委員） 私からも意見を。追加ということで、急に出された感もあるのですが、この前の議会全員協議会と今日と説明を聞いて、だいたいなるほどというふうな、名称の違和感は若干あるのですが、こういうふうな感じでつくっているなというのは分かるのですが、要は肝心の情報を処理する中核になる、いわゆるIT推進ですね、に関する、この場合総務になるんで

しょうけれども、そのあたりをそろそろそういう部署をつくってきちっとやっていけば、グループワーキングみたいなものをイメージして作っていきやすいのではないかと思います、一般質問をしますので、意見だけ。

ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(門田直樹委員) これで、意見交換を終わります。

次に討論・採決を行います。

まず、議案第117号、太宰府市事務分掌条例の全部を改正する条例について、討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(門田直樹委員) これで議案第117号の討論を終わります。

採決を行います。

議案第117号について、原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手願います。

(全員挙手)

○委員長(門田直樹委員) 全員挙手です。

よって、議案第117号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

(原案可決 賛成5名 反対0名 午後1時37分)

~~~~~ ○ ~~~~~

○委員長(門田直樹委員) 次に議案第118号、太宰府市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定について、討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(門田直樹委員) これで議案第118号の討論を終わります。

採決を行います。

議案第118号について、原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手願います。

(全員挙手)

○委員長(門田直樹委員) 全員挙手です。

よって、議案第118号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

(原案可決 賛成5名 反対0名 午後1時38分)

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第24 意見書第9号 消費税の軽減税率制度の導入を求める意見書

○委員長(門田直樹委員) 日程第24、意見書第9号、消費税の軽減税率制度の導入を求める意見書を議題といたします。

賛成者がおられますので、補足説明等がありましたら願います。

福廣委員。

○委員（福廣和美委員） 別にありません。

○委員長（門田直樹委員） それでは、本件について、協議、意見交換を行います。

ご意見はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） これで協議、意見交換を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

渡邊副委員長。

○副委員長（渡邊美穂委員） 本意見書に関しまして、消費税の軽減税率導入という文言は非常に受け入れやすいものなのですが、その内容を見ますと消費税率を10%に引き上げることが前提となっていて、来年4月に8%の増税が行われたあと国民生活への影響等を鑑みたときに、その10%引き上げの前提の意見書というのが果たしてどうなのかという考え方をしております、今回この意見書に対しまして反対をいたします。

○委員長（門田直樹委員） ほかに討論はありませんか。

藤井委員。

○委員（藤井雅之委員） 渡邊副委員長の方からもありましたけれども、やはりこの意見書の内容を見ますと10%の引き上げというのが前提というような文言で提案されておられて、私としましても、軽減税率の必要性は当然否定はいたしません、この提案の内容が10%への引き上げが前提となったかたちの意見書でありますので、この意見書につきましては反対を表明させていただきます。

○委員長（門田直樹委員） ほかに討論はありませんか。

長谷川委員。

○委員（長谷川公成委員） 私は9月議会でも8%の消費税増税に対しては反対しております。平成27年10月の10%増税にも反対しますので、消費税10%引き上げに関することに対して反対しますので、この軽減税率10%引き上げる予定には反対しますので、この意見書には反対の立場で討論させていただきます。

○委員長（門田直樹委員） 福廣委員。

○委員（福廣和美委員） これは今お話のように別に10%に消費税率を上げるための意見書ではありませんので、8%に上げるときに間に合わないのそのときという捉え方でやっておりますし、皆さんの意見は意見でそれをええろとは言いませんが、そのままにしておけば逆進性は益々広がるというのが意見だろうと思っておりましたが、それを縮めるということについても反対であるということで捉えるしかないなど、誠に残念なご意見だなと思いました。

○委員長（門田直樹委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

意見書第9号について、原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手願います。

（少数挙手）

○委員長（門田直樹委員） 少数挙手と認め、意見書第9号は、否決すべきものと決定しました。

〈否決 賛成2名 反対3名 午後1時41分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第25 意見書第10号 企業減税等から確実な賃金引上げを求める意見書

○委員長（門田直樹委員） 日程第25、意見書第10号、企業減税等から確実な賃金引上げを求める意見書を議題といたします。

賛成者がおられますので、補足説明等がありましたらお願いします。

福廣委員。

○委員（福廣和美委員） これはもう皆さんが感じておられることだと思います。企業が優遇されたその分については、社会に、又は社員に還元するべきであるとの意見書でありますので、ぜひご賛同をよろしくお願いします。

○委員長（門田直樹委員） 本件について、協議、意見交換を行います。

ご意見はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） これで協議、意見交換を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

意見書第10号について、原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手願います。

（全員挙手）

○委員長（門田直樹委員） 全員挙手と認め、意見書第10号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

〈原案可決 賛成5名 反対0名 午後1時43分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第26 意見書第11号 特定秘密保護法の制定に反対する意見書**

○委員長（門田直樹委員） 日程第26、意見書第11号、特定秘密保護法の制定に反対する意見書を議題といたします。

賛成者がおられますので、補足説明がありましたらお願いします。

渡邊副委員長。

○副委員長（渡邊美穂委員） 特にありません。

○委員長（門田直樹委員） 本件について、協議、意見交換を行います。

ご意見はありますか。

福廣委員。

○委員（福廣和美委員） 意見書を読ませていただいて、どうしたものかと随分考えておりました。

私を知る限りの4党の修正案とだいぶん内容がちがうのかなという思いをしながら昨日はテレビで散々やっていたので、一般市民の捉え方もまた違うし、秘密保護法案が通れば戦争になるという映画監督もいましたし、しかしながらやはり秘密は必要であると私は思うんですね、何でもかんでも、戦争どころか何もできなくなるという日本の立場を考えたときに私はこの秘密保護法案は必要だと思うんですが、今度太宰府市議会が12月17日が最終日ですので、それまでに何らかの国会での対応が決まると思うので、それが出てからでも遅くないのではないかと、今回は私は意見として言わせていただければ、継続審査にしたらどうかということで、提案をしたいと思えます。

○委員長（門田直樹委員） ただいま、福廣委員から意見書第11号を継続審査とされたい旨の動議が提出されました。よって、意見書第11号を継続審査とする動議を議題とし、採決を行います。意見書第11号を継続審査とすることに賛成の方の挙手を求めます。

（少数挙手）

○委員長（門田直樹委員） 少数挙手と認め、意見書第11号は継続審査としないことに決定しました。

〈継続審査否決 賛成2名 反対3名 午後1時46分〉

○委員長（門田直樹委員） 引き続き、意見書第11号の協議を継続します。

ほかに意見等はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） これで協議、意見交換を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

福廣委員。

○委員（福廣和美委員） 今日は詳しい討論はいたしません、立場的には反対の立場であります。

最終日に十分なる討論をさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○委員長（門田直樹委員） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

意見書第11号について、原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手願います。

（多数挙手）

○委員長（門田直樹委員） 多数挙手と認め、意見書第11号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

〈原案可決 賛成3名 反対2名 午後1時47分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

○委員長（門田直樹委員） 以上で、当委員会に審査付託されました案件の審査は、すべて終了いた

しました。

ここでお諮りします。

本会議における委員会の審査内容と結果の報告、及び閉会中の委員派遣承認要求書の提出につきましては、委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(門田直樹委員) 異議なしと認め、委員会の審査内容と結果の報告、委員派遣承認要求書の提出につきましては、委員長に一任することに決定しました。

これもちまして、総務文教常任委員会を閉会いたします。

閉 会 午後1時47分

~~~~~○~~~~~

太宰府市議会委員会条例第27条により、上記のとおり総務文教常任委員会の会議次第を書記に記録させ、その内容が正確であることを証するためここに署名する。

平成26年2月18日

総務文教常任委員会 委員長 門 田 直 樹